

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会
報告書（案）

－物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化－

令和7年 月 日

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

目次

1. はじめに.....	1
2. 新規申請・更新申請に係る申請項目等の共通化（営業品目を除く）.....	3
(1) 申請項目等の状況と研究会報告書の提言.....	3
(2) 検討の経緯.....	3
(3) 申請項目等の共通化の方法.....	4
(4) 共通・選択申請項目等の設定方法.....	6
(5) 共通・選択申請項目等の設定.....	8
3. 新規申請・更新申請に係る営業品目の共通化.....	10
(1) 営業品目等の状況.....	10
(2) 検討の経緯.....	12
(3) 営業品目等の共通化の方法.....	12
① 営業品目の共通化の方法.....	12
② 営業等の許可・認可・登録等の証明書等の共通化の方法.....	14
(4) 共通の営業品目等の設定方法.....	15
① 営業品目数（目安）の設定.....	15
② 共通の大分類の品目の案の作成.....	17
③ 共通の小分類の品目の案の作成.....	17
④ 共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等の案の作成.....	19
(5) 共通の営業品目等の設定.....	19
(6) 営業品目を選択する方法の共通化.....	20
4. 申請種別の共通化.....	22
(1) 申請種別の状況.....	22
(2) 申請種別の共通化.....	22
5. 変更申請・取消届に係る申請項目等の共通化.....	25
(1) 変更申請及び取消届の状況.....	25
(2) 検討の経緯.....	27
(3) 変更申請の共通化.....	27
① 変更申請の共通化の方法.....	27
② 共通・選択変更申請項目等の設定方法.....	29
③ 共通・選択変更申請項目等の設定.....	31
(4) 取消届の共通化.....	31
① 取消届の共通化の方法.....	31
② 共通取消届出項目等の設定.....	33
(5) 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化.....	33
① 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化の方法.....	33

② 共通・選択合併等申請項目等の設定方法	35
③ 共通・選択合併等申請項目等の設定	36
6. 申請方法の共通化.....	37
(1) 申請方法の状況と研究会報告書の提言	37
(2) 検討の経緯.....	37
(3) 共通化する申請方法.....	37
(4) 共通の申請方法の設定.....	38
① 資格の有効期間	38
② 申請の受付方式	40
③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間	42
④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間	44
⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付回数及び受付期間	49
⑥ 申請に使用する言語	51
⑦ 金額欄の記載方法	51
(5) 共通の申請方法と留意事項.....	52
7. 地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性.....	53
(1) 研究会報告書の提言	53
(2) 調達関連手続の電子化・オンライン化の状況等.....	53
(3) 入札参加資格審査申請システム等による事務処理フロー	61
(4) 都道府県単位・全国単位の共通システムの特徴と整備の方向性.....	63
(5) 共通システムの機能等の方向性.....	66
① 共通システムの機能の範囲	66
② 他の情報システムとの情報連携	67
③ 共通システムによる事務処理の概要	68
④ 建設工事等との関係	69
8. 今後の取組.....	71

1. はじめに

地方公共団体の入札・契約については、機会均等、公正性、経済性等を全国的に確保する観点から、契約締結の方法などの骨格をなす基本的事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）や地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等で定められている。その上で、その手続の詳細については、地方公共団体が地域の実情に応じて契約を締結できるよう、地方公共団体の規則等に委ねられており、地方公共団体は、当該団体が締結する契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、地域の中小事業者をはじめとする様々な事業者の競争への参加機会を確保しながら、入札・契約を行うことができるようになっている。

一方、その結果として、地方公共団体の入札参加資格審査申請手続をはじめとする調達関連手続（入札参加資格審査申請から支払までの調達に関する一連の手続をいう。以下同じ。）の申請等の項目や手続方法等は、地方公共団体ごとに異なっている。また、デジタル化の進捗も地方公共団体ごとに異なっており、全国的には十分に進んでいない。これにより、例えば、複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに異なる申請項目・申請方法等により、紙媒体で個別に申請する必要があるなど、申請に係る事務負担が大きくなっている。また、地方公共団体においても、多数の事業者について紙媒体で審査を行い、事業者情報をシステムに入力する必要があるなど、事務負担が大きくなっている。

このような課題を背景として、総務省においては、令和3年10月に、国の申請項目等（申請項目及び必要書類のことをいう。以下同じ。）を参考に、地方公共団体が概ね共通して定めていると考えられる項目等を標準項目等として取りまとめ、地方公共団体に対してその活用を促している¹。

また、令和4年11月からは、その活用状況を踏まえつつ、総務省の「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、地方公共団体及び事業者の調達関連手続に係る事務処理の効率化や利便性の向上を図るために必要な取組の方向性が議論され、令和5年12月に報告書（以下「研究会報告書」という。）が取りまとめられたところである。

研究会報告書では、

- ・ 昨今、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、調達関連手続についてもデジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されており、このためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連シ

¹ 「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」（令和3年10月19日付け総行第369号 総務省自治行政局行政課長通知）

システムを整備して事務を処理できるようにすることを検討すべきこと

- ・ この実現のためにも、地方公共団体ごとに異なっている調達関連手続の申請等の項目や手続方法等について、必要な範囲で共通化を図る必要があること
 - ・ これらの取組について、総務省職員と地方公共団体職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、地方公共団体における具体の事務処理の方法や体制等、現場の実態を踏まえて検討すべきであること
- が提言されている。

研究会報告書の提言を踏まえ、「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」（以下「本検討会」という。）が、令和6年3月に立ち上げられた。調達関連手続は、多数の手続から構成されているところ、本検討会においては、まず、府省庁においてすでに共通化の取組が進められており²、かつ、共通化・デジタル化による事務処理の効率化や利便性の向上の効果が大きいと考えられる物品・役務等の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に向けた取組について、事業者ヒアリングを行うとともに、地方公共団体に対する調査・意見照会を行いながら必要な整理を行い、取りまとめを行った³。

² 国の調達関連手続のうち、「物品・役務」の調達手続については、各府省庁共通の「政府調達関連システム」によって行われている。

³ この間、令和6年10月には、内閣官房の国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において、「入札参加資格審査システム」が共通化を図る対象システムに選定されている（「共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について」（令和6年10月29日国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会））。本検討会では、同協議会における議論や、同協議会による地方公共団体への意見照会の結果も踏まえて検討を行った。

2. 新規申請・更新申請に係る申請項目等の共通化（営業品目を除く）

（１）申請項目等の状況と研究会報告書の提言

地方公共団体は、締結しようとする契約の適正な履行を確保するため、あらかじめ、入札に参加しようとする事業者から入札参加資格審査申請を受け付け、各地方公共団体が定める審査基準に基づき審査を行い（必要に応じて格付け等も行い）、入札参加資格者名簿への登録を行っている。

この審査基準については、一般に、各地方公共団体において、年間平均生産高・販売高や自己資本額、営業年数、地域精通度に関する事項その他の事項や、これらの事項に応じた配点等が設定されているが、地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様なものとなっている。このため、審査基準を踏まえて設定されている入札参加資格審査の申請項目や必要書類についても多様なものとなっている。

研究会報告書では、地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が地方公共団体ごとに異なることから、審査基準を一律に共通化することができないことを前提としつつ、申請項目等について、地方公共団体の設定状況を踏まえて、一定の範囲で共通化を図ることが提言されている。

具体的には、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができるようにすることが提言されている。

- i 全地方公共団体共通の申請項目等
- ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等
- iii 地方公共団体独自の申請項目等

（２）検討の経緯

研究会報告書の提言を踏まえ、本検討会では、まず、国が設定している申請項目等、総務省が令和３年に策定した標準項目等及び本検討会の構成員が設定している申請項目等を参考に、上記 i に相当する「共通申請項目」及び「共通必要書類」並びに ii に相当する「選択申請項目」及び「選択必要書類」のたたき台を作成し、令和６年６月に、地方公共団体に対してこれらの申請項目等に係る意見照会を行った。また、この照会に合わせて当該申請項目等の設定状況についても照会した⁴。

この照会において、地方公共団体から共通・選択申請項目等（共通申請項目、共

⁴ 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について（依頼）」（令和６年６月２４日付け総行第２７８号 総務省自治行政局行政課長通知）

通必要書類、選択申請項目及び選択必要書類のことをいう。以下同じ。)として追加又は変更すべきとの意見のあった申請項目等(984件)については、個別に分析し、必要に応じて、地方公共団体における設定状況や、共通・選択申請項目等として設定することの必要性について追加して照会を行った⁵。

これらの照会結果を踏まえ、共通・選択申請項目等の設定の考え方を整理するとともに、共通・選択申請項目等の案を作成し、令和6年12月に、地方公共団体に対してこれらの共通化案に係る意見照会を行った⁶。

この照会に対する地方公共団体の意見を踏まえて議論を進め、この度、以下のとおり、申請項目等の共通化の方法や、共通・選択申請項目等の設定方法、具体の共通・選択申請項目等について結論を得たものである。

(3) 申請項目等の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査の申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

申請項目等の共通化の方法

以下の①及び②の申請項目等を定めて、地方公共団体が、①に加えて②の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて③の申請項目等を設けることができるようにする。

- ① 共通申請項目等(全地方公共団体共通の申請項目及び必要書類)
- ② 選択申請項目等(申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目及び必要書類)
- ③ 独自申請項目等(地方公共団体独自の申請項目及び必要書類)

※ 「申請項目」は、申請に際して事業者が自ら入力するものをいう。

※ 「必要書類」は、申請する事業者以外の他の主体(行政機関や民間の認証機関等)が発行する証明書等の書類、入札参加資格審査申請以外の他の手続等で作成している既存資料、及びその他申請項目とは別に提出することが必要又は適当である資料をいう。

(共通・選択申請項目等の数に係る考え方)

一般に、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点からは、申請項目等の数を少なくすることが望ましい。

一方で、地方公共団体が締結する契約の履行の品質を確保する観点からは、地

⁵ 令和6年9月11日及び令和6年11月6日に実施。

⁶ 令和6年12月25日に実施。

方公共団体が、契約の規模や内容の実態その他の地域の実情に応じて、事業者の資力、信用、能力、技術等の状況を判定するために十分な申請項目等を設ける必要がある。

また、このことに関連して、本検討会では、地方公共団体、特に市町村において、多くの契約で指名競争入札が活用されていることが報告されている⁷。

指名競争入札は、地方自治法施行令第167条の11第1項及び第2項並びに第167条の12第1項の規定により、あらかじめ入札参加資格を定め、入札参加資格を有する者のうちから、入札に参加させようとする者を指名することとされている。すなわち、地方公共団体は、指名基準等を定め、入札参加資格者名簿に掲載されている事業者の中から当該基準に適合する者を選定して指名しているが、当該選定をするに当たっては、あらかじめ、当該基準への適合性を確認するために必要な情報を把握しておく必要がある。

このような実態を踏まえ、共通・選択申請項目等については、事業者の申請に係る事務負担を考慮しつつ、地方公共団体が、事業者の資力、能力、技術等の状況に係る判定を適切に行うために、また、指名する事業者を選定するために必要な範囲で、経営の規模や状況等に係る申請項目等を一定程度設ける必要がある。

これは、法令を遵守しない事業者や適切に契約を履行できない事業者等の不良・不適格な事業者を排除し、適正な価格による公正な競争環境を構築することに資するものであり、申請項目等が必要な範囲で設定される限り、一般の事業者にとっても望ましいものと考えられる。

(共通申請項目等・選択申請項目等・独自申請項目等の数の関係)

共通・選択申請項目等を設定する場合においても、これらの数が少なく、独自申請項目等が多数設定される場合には、特に、複数の地方公共団体に対して申請を行う事業者にとって、申請に係る事務処理の効率化や利便性の向上に係る効果は限定的となる。このため、申請を求める必要があると認められる申請項目等については、できる限り共通・選択申請項目等として設定し、共通化することが適当である。

また、共通申請項目等と選択申請項目等との関係に着目すると、仮に、共通・

⁷ 「最新地方自治法講座8 財務(2)」(ぎょうせい・P31)では、「一般競争入札による契約締結では、多くの契約が東京や大阪など日本の中心地域に所在する大企業が落札することとなり、地域振興や中小企業対策という政策的な見地からは問題があるので、発注者である地方公共団体が地元企業や中小企業が落札できる土俵設定を行ってきたという側面があることは否定できない」と指摘されている。

なお、指名に係る地域要件の設定に関し、平成18年の最高裁判所判決(最一小判平成18年10月26日最高裁判所裁判集民事221号627頁)がある。

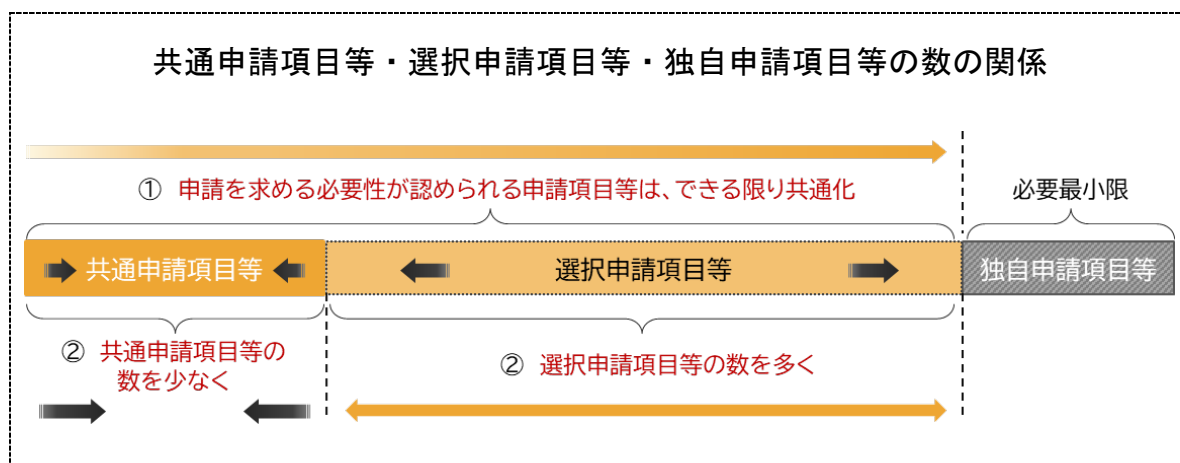
選択申請項目等のうち、共通申請項目等を多数設定し、選択申請項目等の数が少なくなる場合には、

- ・ 地方公共団体にとっては、現に申請の受付及び審査をしていない共通申請項目等の申請を受け付け、審査する必要
- ・ 単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者にとっては、現に申請をしていない共通申請項目等の申請を行う必要

が新たに生じ、申請及び審査双方に係る事務負担が大きくなることが見込まれる。

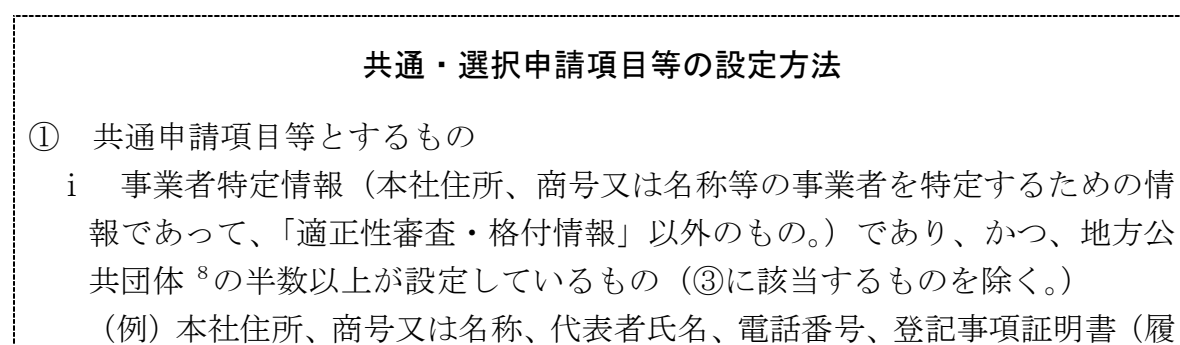
これに対して、共通申請項目等を最低限の数とし、代わりに選択申請項目等を多数設定する場合には、地方公共団体は、最低限設定されている共通申請項目等のほか、多数の選択申請項目等の中から、当該団体が必要とする申請項目等のみの申請を求めることができるようになり、このような問題を生じにくい。

これを踏まえ、共通化する申請項目等については、特に全ての地方公共団体において共通で申請を求めることが適当であると考えられるもの(共通申請項目等)を除き、選択申請項目等とすることが適当であると考えられる。



(4) 共通・選択申請項目等の設定方法

共通・選択申請項目等を具体的に設定するに当たって、上記の考え方を踏まえつつ、その設定方法を以下のとおり設定した。



⁸ 入札参加資格審査を行っている地方公共団体（1,694団体（47都道府県・1,647市区町村））。以下②において同じ。

歴事項全部証明書)

- ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの
(例) 営業所ごとの担当区域、法人番号(事業者を一意とすることや、システム間で情報連携するために必要となるもの)

② 選択申請項目等とするもの

- i 適正性審査・格付情報(契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。)に該当するもの(③に該当するものを除く。)
(例) 営業年数、製造・販売実績高、自己資本額、流動比率、常勤職員の人数、納税証明書、財務諸表
- ii 事業者特定情報であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、① ii に該当しないもの(③に該当するものを除く。)
(例) 事業協同組合の組合員名簿

③ 共通・選択申請項目等としないもの(独自申請項目等となるもの)

- i 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの
(例) 地方公共団体独自の表彰、認定、特定の地方公共団体の区域における営業所の設置状況・従業員数
- ii 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの
(例) 本社住所のフリガナ、一般事業主行動計画策定届・基準適合認定通知書、官公需適格組合の証明年月日・証明番号
- iii 入札参加資格審査(適正性審査や格付け)に資さないと考えられるもの
(例) 従業員名簿(格付け等に影響を与えない。また、氏名の真正性も確認できない。)、課税事業者・免税事業者の別(格付け等に影響を与えない)
- iv 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの
(例) 入札参加資格審査申請書(紙)、結果通知書返信用封筒、使用印鑑届、印鑑証明書
- v i から iv までのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの

(例) ホームページアドレス、現に設定している (かつ意見照会において申請項目等として設定する必要があると回答している) 地方公共団体数が極めて少数である申請項目等

なお、③ivに関し、例えば、使用印鑑届や印鑑証明書については、現に、必要書類として設定している地方公共団体が一定数あるが、本検討会では、調達関連手続の電子化・オンライン化を図る方向で検討を進めていること、見積書等における押印見直しの取組があること、民間から電子契約サービスが提供されているなど代替手段があることを踏まえ、当該手続の電子化・オンライン化を促す観点からも、共通必要書類や選択必要書類として設定していない。

(5) 共通・選択申請項目等の設定

(4) の共通・選択申請項目等の設定方法に基づき、共通申請項目 (●●項目) 及び選択申請項目 (●●●項目) 並びに共通必要書類 (●書類) 及び選択必要書類 (●●書類) を別紙1のとおり設定した。

なお、地方公共団体への意見照会の結果、共通・選択申請項目等とすべきとの意見のあった項目等についての本検討会における検討結果は参考資料のとおりである。

具体の共通・選択申請項目等は別紙1のとおりであるが、その内容は、事業者の「基本情報」のほか、「経営の規模等」、「認定の取得等」、「法令遵守状況等」、「許認可等や技術者資格の状況」及び「個別の営業品目に係る事項」に関する申請項目等から構成されており、それぞれの申請項目等の数や意義は以下のとおりである。

共通・選択申請項目等の概要

内容	申請項目数			必要書類数			総計	例	意義
	共通	選択	合計	共通	選択	合計			
基本情報	70	2	72	3	3	6	78	・本社住所 ・登記事項 証明書	事業者を特定するための情報や、入札・契約手続に関し必要な情報を把握するもの。
経営の規模等 〔製造・販売の実績 従業員の数、資本の額等〕	0	62	62	0	6	6	68	・常勤職員数 ・自己資本額 ・財務諸表	事業者の資力、信用、能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。
認定の取得等	0	19	19	0	6	6	25	・ISO認定 ・ISO登録証	事業者の信用、能力等を判定し、格付等の加点要素とすることや指名先事業者の選定に用いるもの。
法令遵守状況等	0	39	39	0	18	18	57	・暴力団員等 非該当の誓約 ・納税証明書	地方公共団体の契約の相手方として不適当な者でないかどうかを確認するもの。
許認可等や 技術者資格 の状況	0	170	170	0	2	2	172	・許可等の 証明書等 ・技術者資格	契約の履行に必要な許認可や技術者を有しているかどうかを確認し、指名先事業者の選定等に用いるもの。
個別の営業品目 に係る事項	0	16	16	0	0	0	16	・印刷設備の 状況等	個別の営業品目に関し、事業者の能力、技術等を判定し、格付等や指名先事業者の選定等に用いるもの。
合計	70	308	378	3	35	38	416	-	-

共通・選択申請項目等については、(3)の考え方を踏まえ、(4)の設定方法に基づき、申請を求める必要があると認められる申請項目等についてはできる限り共通化するとともに、共通申請項目等の数を少なくしつつ、選択申請項目等を多数設定している。この結果、共通化する申請項目等のうち、選択申請項目等が8割以上(●●●)を占めている。

共通・選択申請項目等の数の合計は、●●●と多数となっているが、これにより、特に、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、一括して申請をすることができる申請項目等の数が多くなり、現行と比べ、申請に係る事務処理の効率化や利便性の向上が図られるものと考えられる⁹。

また、共通申請項目等の数を少なくしつつ、選択申請項目等を多数設定していることから、地方公共団体にとっては、地域の実情に応じて必要な申請項目等のみの申請を受け付け、審査することができ、単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者にとっても、現行と同程度の申請項目等により申請を行うことができるようになるものと考えられる。

⁹ なお、選択申請項目等の数には、「許可・認可・登録等の証明書等」や「技術者資格(人数)」等のように、一定の条件に該当する場合にのみ申請を要するものや、選択肢の数が含まれており、事業者が実際に申請を行う申請項目等の数は、この数よりも少なくなる。

3. 新規申請・更新申請に係る営業品目の共通化

(1) 営業品目等の状況

一般に、地方公共団体は、申請項目等として、印刷・製本、車両、燃料、建物等設備保守・点検・管理等の契約の種類に応じた営業品目を設定し、事業者に対し、入札への参加を希望する営業品目を選択するよう求めている。

この営業品目は、他の申請項目等と同様に、地方公共団体が、契約の規模や内容、地域の事業者の状況、指名競争入札の運用状況等その他の地域の実情を踏まえて定めてきたものであり、品目の名称、数等が地方公共団体ごとに大きく異なっている。

例えば、本検討会の構成員及び都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体（以下「共同受付団体」という。）が設定している営業品目数を比較すると、物品の大分類¹⁰の品目数は、最も多い地方公共団体で61、最も少ない地方公共団体で12となっており、小分類の品目数は、最も多い地方公共団体で596、最も少ない地方公共団体では設定していない。また、役務の大分類¹¹の品目数は、最も多い地方公共団体で35、最も少ない地方公共団体で7となっており、小分類の品目数は、最も多い地方公共団体で226、最も少ない地方公共団体では設定していない状況となっている。

地方公共団体の営業品目数の状況							
	共同受付	物品(買受けも含む)		役務		合計	
		大分類	小分類	大分類	小分類	大分類	小分類
愛知県	○	39	257	16	131	55	388
滋賀県		33	330	24	189	57	519
千葉県	○	31	233	18	151	49	384
盛岡市	○	16	62	11	89	27	151
町田市	○	30	383	32	226	62	609
粕屋町		13	—	8	—	21	—
山梨県市町村総合事務組合	○	31	122	15	92	46	214
群馬県	○	35	214	18	129	53	343
埼玉県	○	42	596	7	82	49	678
神奈川県	○	61	417	35	180	96	597
長野県	○	12	67	32	—	44	67
島根県	○	14	74	16	25	30	99
大分県	○	24	175	11	83	35	258

: 営業品目数が最多
 : 営業品目数が最少

※ 資格の区分(物品の製造、物品の買受け、役務の提供等)を大分類としている団体については、その下位の分類を大分類とみなして計上している。
 ※ 滋賀県については、上記のほか、中分類(203品目)を設定している。
 ※ 島根県の役務については、庁舎管理関係業務に限定して共同受付を行っており、大分類・小分類の営業品目数の検討対象から除いている。

¹⁰ ここでは、資格の区分（物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等）を大分類としている地方公共団体については、その下位の分類（中分類等）を大分類とみなしている。

¹¹ 同上。

また、事業者が営業品目を無制限に選択できる場合、事業者が、本来取り扱っていない営業品目の資格を取得することが容易となる可能性がある。不良・不適格な事業者については、個々の入札時に、その契約の内容に応じた個別具体的入札参加資格を設定すること等により排除することができる一方、特に、指名競争入札を行う地方公共団体では、指名する時点において、不良・不適格な事業者を選定するリスクが高まる可能性がある。加えて、契約の履行の品質を確保する観点からは、契約の種類に応じて、当該契約の履行を得意とする事業者を選定することが望ましい。

このため、地方公共団体においては、必要に応じて、事業者が営業品目を選択する方法、具体的には、選択することのできる営業品目数や、選択した営業品目ごとの希望順位及びその数を定めている場合がある。

これらの設定状況についても、地方公共団体ごとに異なっており、例えば、営業品目ごとの希望順位を申請するよう求めている地方公共団体について、都道府県は20団体（42.6%）、市区町村は566団体（34.4%）となっている。また、申請するよう求めている希望順位の数については、5位までとしている団体が160団体（27.3%）、10位までとしている団体が140団体（23.9%）、3位までとしている団体が127団体（21.7%）となっている。

申請を求めている営業品目の希望順位の状況

	都道府県		市区町村		合計	
1位まで	0	0.0%	37	6.5%	37	6.3%
2位まで	0	0.0%	19	3.4%	19	3.2%
3位まで	8	40.0%	119	21.0%	127	21.7%
4位まで	0	0.0%	22	3.9%	22	3.8%
5位まで	7	35.0%	153	27.0%	160	27.3%
6位まで	2	10.0%	15	2.7%	17	2.9%
7位まで	0	0.0%	3	0.5%	3	0.5%
8位まで	0	0.0%	9	1.6%	9	1.6%
9位まで	0	0.0%	3	0.5%	3	0.5%
10位まで	2	10.0%	138	24.4%	140	23.9%
20位まで	0	0.0%	15	2.7%	15	2.6%
その他	1	5.0%	33	5.8%	34	5.8%

さらに、地方公共団体においては、営業品目の選択に合わせて、当該営業品目に係る契約を履行するに当たって必要となる営業等の許可・認可・登録等の証明書等の提出を求めている場合があるが、この提出の要否やその種類についても地方公共団体ごとに異なっている。

このような状況を踏まえ、本検討会では、営業品目等を共通化する方法や、共通化する具体の営業品目等についても検討を行った。

(2) 検討の経緯

本検討会では、まず、国及び本検討会の構成員が設定している営業品目を参考に、共通の営業品目及び営業等の許可・認可・登録等の証明書等のたたき台を作成し、令和6年6月に、地方公共団体に対してこれらの営業品目等に係る意見照会を行った¹²。また、令和6年9月に、営業品目の希望順位の設定状況について追加して照会を行った¹³。

これらの照会結果を踏まえ、また、共同受付団体の営業品目も参考にして、共通の営業品目及び営業等の許可・認可・登録等の証明書等の設定方法や事業者が営業品目を選択する方法を整理するとともに、具体の共通の営業品目等の案を作成し、令和7年1月に、地方公共団体に対してこれらの共通化案に係る意見照会を行った¹⁴。

この照会に対する地方公共団体の意見を踏まえて議論を進め、この度、以下のとおり、営業品目等の共通化の方法や、営業品目を選択する方法、具体の共通の営業品目等について結論を得たものである。

(3) 営業品目等の共通化の方法

① 営業品目の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査申請の営業品目については、以下のとおり共通化することが考えられる。

営業品目の共通化の方法

- ・ 地方公共団体共通の営業品目として大分類及び小分類の品目をそれぞれ設定する。
- ・ 大分類の品目については共通申請項目とし、全地方公共団体共通で申請を求めることとする。
- ・ 小分類の品目については選択申請項目とし、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。
- ・ 事業者は、希望する営業品目を申請先地方公共団体ごとに選択することができるものとする。

¹² 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について（依頼）」（令和6年6月24日付け総行第278号 総務省自治行政局行政課長通知）

¹³ 令和6年9月11日に実施。

¹⁴ 令和7年1月29日に実施。

(大分類及び小分類の品目の設定)

(1) のとおり、営業品目数は、地方公共団体ごとに、契約の規模や内容、地域の事業者の状況、指名競争入札の運用状況等その他の地域の実情が異なることに伴い、様々となっており、大分類の品目のみを設定し、小分類の品目を設定していない地方公共団体がある一方で、大分類の品目に加えて小分類の品目を詳細に設定している地方公共団体もある。

このような状況において、共通の営業品目を全ての地方公共団体が採用できるようなものとするためには、大分類の品目に加えて小分類の品目を設定し、地方公共団体が必要に応じて詳細な営業品目について申請を求めることができるようにする必要があると考えられる。

これを踏まえ、共通の営業品目として、大分類及び小分類の品目を設定することとしている。

(共通・選択申請項目としての設定)

本項目自体は、事業者が取り扱っている営業品目の申請を求めるものであって、格付けに直接の影響を及ぼすものではなく、また、約9割の地方公共団体が申請を求めていることから、2(4)で示した「共通・選択申請項目等の設定方法」

「①共通申請項目等とするもの」iに該当する。このため、大分類の品目については、共通申請項目としている。

他方で、小分類の品目については、現に営業品目を詳細に設定していない地方公共団体では申請を求める必要がないところ、これを共通申請項目とする場合には、当該地方公共団体のみに申請を行っている事業者にとっては、不要な情報を新たに申請する必要が生じることとなる。

このため、小分類の品目については、選択申請項目とし、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できるようにすることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、大分類の品目については共通申請項目とし、小分類の品目については選択申請項目としている。

なお、共通の営業品目は、地方公共団体が締結する全ての契約の種類を包含するものとして作成しており、地方公共団体が、共通の営業品目とは別に、独自申請項目として営業品目を追加することは想定していない。

(申請先地方公共団体ごとの選択)

特に営業所を設けている事業者においては、営業所ごとに取り扱う営業品目が異なる場合があるものと想定される。このような中で、事業者が選択することのできる営業品目の組合せを全地方公共団体で共通とし、地方公共団体ごとに変更できないものとするのは、事業者の地域ごとの営業等の実態に合わず、不適当であると考えられる。

これを踏まえ、事業者が各地域における営業等の実態に合わせて営業品目を選択することができるようにするため、共通の営業品目については、申請先地方公共団体ごとに選択することができるものとしている。

なお、希望する営業品目を営業所ごとに選択する方法によることも考えられるが、この方法は、後述する営業品目の希望順位を営業所ごとに付すことによって、営業所の数が多い事業者ほど、地方公共団体ごとに多数の希望順位を付すことができるようになり、事業者間の不公平を生じるおそれがあることから採用していない。

② 営業等の許可・認可・登録等の証明書等の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査申請の営業等の許可・認可・登録等の証明書等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

営業等の許可・認可・登録等の証明書等の共通化の方法

- ・ 地方公共団体共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等を小分類の品目ごとに選択必要書類として設定し、提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。
- ・ 地方公共団体が提出を求める場合、事業者は、当該営業等の許可・認可・登録等を受けている場合に、当該証明書等を提出することとする。

(選択必要書類としての設定)

営業等の許可・認可・登録等の証明書等については、2(4)で示した「共通・選択申請項目等の設定方法」「②選択申請項目等とするもの」iに該当することから、選択必要書類としている。

なお、地方公共団体においては、営業等の許可・認可・登録等の証明書等に含まれるものとして、小分類の品目ごとに「技術者の資格者証」を設定している場合があるが、2で作成した選択必要書類として、当該証明書等とは別に「技術者の資格者証(技術者が複数名の場合は1名分)」を設定していることから、当該証明書等には、技術者の資格者証を含めていない。

(提出の方法)

地方公共団体が提出を求めている当該証明書等に係る許可・認可・登録等には、当該登録等を受けなくとも営業等を行うことができるもの(任意の登録制度であるもの等)がある。また、入札参加資格審査申請を行うに当たって、当該証明書等の提出を必須としている地方公共団体がある一方で、提出を任意としている地方公共団体や、提出を求めていない地方公共団体があるなど、地方公共団体ごとに提出の要否が異なっている。

このような状況において、仮に、地方公共団体が選択必要書類として当該証明書等の提出を求める場合に、当該証明書等の提出を申請の必須要件とすると、これまで当該証明書等を提出することなく入札参加資格を取得して、適正かつ適法に契約を履行していた事業者が、共通化に伴い資格を取得することができなくなり、受注機会を失うおそれがあることから適当ではない。

これを踏まえ、地方公共団体が当該証明書等の提出を求める場合、事業者は、当該営業等の許可・認可・登録等を受けている場合に限り、当該証明書等を提出するものとしている。

申請を受けた地方公共団体は、各地方公共団体が定める審査基準に基づき、事業者からの当該証明書等の提出有無を踏まえて審査を行い、入札参加資格を付与するか否かをそれぞれ判断することとなる。

また、当該許可・認可・登録等には、一般廃棄物処理業の許可のように、営業等を行おうとする区域ごとに当該許可等を受ける必要のあるものがある。広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにおいて申請を一括して受け付ける場合には、このような許可等に係る証明書等は、当該営業品目の資格を取得しようとする地方公共団体ごとに必要な許可等の証明書等の全てについて、提出を要するものとするのが適当である¹⁵。

(4) 共通の営業品目等の設定方法

上記の考え方を踏まえつつ、共通の営業品目等について、以下の方法により設定した。

① 営業品目数（目安）の設定

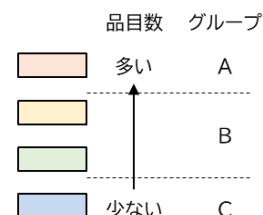
本検討会の構成員及び共同受付団体が設定している営業品目数について、資格の種類（「物品」・「役務」）及び分類（「大分類」・「小分類」）ごとに比較し、相対的に営業品目数が「多い」（グループA）、「中程度」（物品の小分類については「やや多い」及び「やや少ない」）（グループB）及び「少ない」（グループC）に分類した。

その上で、各グループに属する地方公共団体の営業品目数を参考に、共通の営業品目数の目安を複数作成した。

¹⁵ 例えば、a市で営業等を行うためにA県の許可が必要であり、指定都市であるb市で当該営業等を行うためにb市の許可が必要である場合には、a市とb市に当該営業品目に係る申請を行うに当たって、A県とb市から受けた当該許可に係る証明書を提出する必要がある。

営業品目数に応じた分類結果

	共同受付	物品(買受けも含む)		役務		合計	
		大分類	小分類	大分類	小分類	大分類	小分類
愛知県	○	39	257	16	131	55	388
滋賀県		33	330	24	189	57	519
千葉県	○	31	233	18	151	49	384
盛岡市	○	16	62	11	89	27	151
町田市	○	30	383	32	226	62	609
粕屋町		13	—	8	—	21	—
山梨県市町村 総合事務組合	○	31	122	15	92	46	214
群馬県	○	35	214	18	129	53	343
埼玉県	○	42	596	7	82	49	678
神奈川県	○	61	417	35	180	96	597
長野県	○	12	67	32	—	44	67
島根県	○	14	74	16	25	30	99
大分県	○	24	175	11	83	35	258



※ 資格の区分(物品の製造、物品の買受け、役務の提供等)を大分類としている団体については、その下位の分類を大分類とみなして計上している。

※ 滋賀県については、上記のほか、中分類(203品目)を設定している。

※ 島根県の役務については、庁舎管理関係業務に限定して共同受付を行っており、大分類・小分類の営業品目数の検討対象から除いている。

差替え後、数値要確認

共通の営業品目数の目安

(物品—大分類)

目安	営業品目数(目安)	目安の設定方法
A	41品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
B	31品目	品目数が中程度の地方公共団体の平均
C	14品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

(物品—小分類)

目安	営業品目数(目安)	目安の設定方法
a	350品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
b	235品目	品目数がやや多い地方公共団体の平均
b'	149品目	品目数がやや少ない地方公共団体の平均
c	68品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

(役務—大分類)

目安	営業品目数(目安)	目安の設定方法
A	30品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
B	17品目	品目数が中程度の地方公共団体の平均
C	9品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

(役務一小分類)		
目安	営業品目数（目安）	目安の設定方法
a	190品目	品目数の多い地方公共団体を参考に設定
b	130品目	品目数が中程度の地方公共団体を参考に設定
c	87品目	品目数が少ない地方公共団体の平均

② 共通の大分類の品目の案の作成

大分類の品目について、まず、①で作成したグループAに属する地方公共団体が設定している営業品目を参考に、①で作成した目安Aと同数の大分類の品目の案1（物品41品目、役務30品目）を作成した。次に、グループBに属する地方公共団体が設定している営業品目を参考に、目安Bと同数の大分類の品目の案2（物品31品目、役務16品目）を作成した。そして同様の方法により、目安Cと同数の大分類の品目の案3（物品13品目、役務10品目）を作成した。

その上で、これらの各案のうち、いずれの案を共通の営業品目とするかについては、地方公共団体に対して意見照会した上で検討することとした。

③ 共通の小分類の品目の案の作成

大分類の品目をさらに細分化した小分類の品目については、特に品目数が多く、地方公共団体ごとに品目の名称や数が大きく異なっており、また、品目の名称が同じであっても、その意義が異なる場合もある。こうした中、地方公共団体からは、営業品目を共通化するに当たっては、統一的な指標等を用いる必要があることが指摘されている。

これを踏まえ、小分類の品目については、総務省が統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的として定めている財及びサービスの分類である「生産物分類（2024設定）」（令和6年3月18日総務省政策統括官（統計制度担当）決定。以下「生産物分類」という。）」¹⁶を使用して作成することとした。

まず、

- 物品については、生産物分類中、第14回改定日本標準産業分類（令和5年7月告示。以下「日本標準産業分類」という。）の「I 卸売業、小売業」に該当

¹⁶ 「生産物分類」とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスについて、主にその質又は用途の違いに着目して分類したものであり、統計法に基づく統計基準である日本標準産業分類等とともに、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的としたもの。本分類における生産物には、有形財（輸送可能財・輸送不可能財（建物等））、無形財（ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産）及びサービスが含まれる。一方で、土地及び金融資産・負債は本分類における生産物には含まれない。

する生産物分類の「統合分類」又は「詳細分類」¹⁷

- ・ 役務については、生産物分類中、分類項目名が「〇〇サービス」¹⁸とされている「統合分類」又は「詳細分類」

を抽出するとともに、

- ・ 地方公共団体から、営業品目として設定すべきとの意見のあった品目のうち、生産物分類において「統合分類」又は「詳細分類」として分類されていないもの（例：「給食用材料」、「除雪」等）

を、これに追加して一覧化した（以下、一覧化したものを「営業品目候補一覧」という。）。

次に、①で作成したグループAに属する地方公共団体が設定している営業品目と営業品目候補一覧の品目を比較し、①で作成した目安aと同程度の営業品目数となるよう、これらの地方公共団体が設定している営業品目と同内容の品目を営業品目候補一覧から抽出して、小分類の品目の案1（物品354品目、役務177品目）を作成した¹⁹。

さらに、小分類の品目の案1とグループBに属する地方公共団体が設定している営業品目を比較し、目安bと同程度の営業品目数となるよう、これらの地方公共団体が設定している営業品目と同内容の品目を案1から抽出して、小分類の品目の案2（物品228品目（案2-1）及び153品目（案2-2）、役務132品目）を作成した。そして、同様の方法により、目安cと同程度の営業品目数の小分類の品目の案3（物品74品目、役務93品目）を作成した。

その上で、これらの各案のうち、いずれの案を共通の営業品目とするかについては、地方公共団体に対して意見照会した上で検討することとした。

¹⁷ 生産物分類は、日本標準産業分類の各産業から産出された主たる生産物を分類したものであり、最も詳細な分類である「詳細分類」と、その直近上位の「統合分類」の2階層の分類とされている。

¹⁸ 統合分類の「建設コンサルタントサービス」、「測量サービス」、「地質調査サービス」及び「補償コンサルタントサービス」については、国の営業品目の分類を参考に、「役務」ではなく「測量・建設コンサルタント」の資格に分類することとし、「役務」の共通の営業品目に係る本検討においては除外している。

¹⁹ 生産物分類において1の分類項目として分類されているものであっても、本検討会の構成員や共同受付団体が複数の営業品目に分類しているものについては、複数の品目に分けて設定した（例えば、生産物分類「統合分類」の1つである「建物保全管理サービス」は、共通の営業品目では、同サービスに含まれるものとして例示されている「電気通信設備保全管理」、「空調設備保全管理」、「消防設備保全管理」及び「エレベーター設備保全管理」に分類している。）。

営業品目の名称は、生産物分類の分類項目名を用いることを基本とし、生産物分類において分類されていないものや、上記のように生産物分類の分類項目を複数の品目に分けて設定したものについては、本検討会の構成員や共同受付団体が設定している名称を参考に設定した。

営業品目候補一覧から抽出しなかった品目は、小分類の品目中「その他」に含むものとする。

④ 共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等の案の作成

共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等については、本検討会の構成員及び共同受付団体が提出を求めているものや、地方公共団体から当該証明書等として設定すべきとの意見があったものを参考に、小分類の品目ごとに設定した。

(5) 共通の営業品目等の設定

(4) で作成した共通の営業品目の各案について、共通の営業品目として採用することが最も望ましいと考えられるものを地方公共団体に対して照会したところ、結果は以下のとおりであった。

地方公共団体への意見照会結果（共通の営業品目として望ましいもの）

物品の大分類の案	最も望ましいと回答した地方公共団体数
案 1（4 1 品目）	●●●団体（●●.●%）
案 2（3 1 品目）	●●●団体（●●.●%）
案 3（1 3 品目）	●●●団体（●●.●%）

物品の小分類の案	最も望ましいと回答した地方公共団体数
案 1（3 5 4 品目）	●●●団体（●●.●%）
案 2－1（2 2 8 品目）	●●●団体（●●.●%）
案 2－2（1 5 3 品目）	●●●団体（●●.●%）
案 3（7 4 品目）	●●●団体（●●.●%）

役務の大分類の案	最も望ましいと回答した地方公共団体数
案 1（3 0 品目）	●●●団体（●●.●%）
案 2（1 6 品目）	●●●団体（●●.●%）
案 3（1 0 品目）	●●●団体（●●.●%）

役務の小分類の案	最も望ましいと回答した地方公共団体数
案 1（1 7 7 品目）	●●●団体（●●.●%）
案 2（1 3 2 品目）	●●●団体（●●.●%）
案 3（9 3 品目）	●●●団体（●●.●%）

また、本照会においては、地方公共団体から、共通の営業品目に追加又は変更すべき営業品目に係る意見も提出された。

この照会結果を踏まえ、共通の営業品目については、いずれも案 2（物品の小分

類については案２－２）を採用することとしつつ、地方公共団体から追加又は変更すべきとの意見のあった営業品目のうち、必要があると認められるものの追加等を行った上で、物品に係る共通の営業品目（大分類の品目（●●項目）・小分類の品目（●●●項目））及び役務に係る共通の営業品目（大分類の品目（●●項目）・小分類の品目（●●●項目））並びに共通の営業等の許可・認可・登録等の証明書等を別紙２のとおり設定した。

（６）営業品目を選択する方法の共通化

地方公共団体の物品・役務等の営業品目を事業者が選択する方法については、以下のとおり共通化することが考えられる。

営業品目を選択する方法の共通化の方法

- ・ 「営業品目の希望順位」を選択申請項目として設定し、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。
- ・ 希望順位は、大分類の品目について１０位まで設定できるものとする。
- ・ 事業者が選択することのできる営業品目数に制限を設けないものとする。
- ・ 「取扱いメーカー」を選択申請項目として設定し、申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することとする。

（営業品目の希望順位）

（１）のとおり、営業品目の希望順位等については、契約の履行の品質を確保する観点から、地方公共団体が必要に応じて申請を求めるものであり、２（４）で示した「共通・選択申請項目等の設定方法」「②選択申請項目等とするもの」ⁱに該当することから、選択申請項目としている。

地方公共団体が申請するよう求めている希望順位の数は、地方公共団体ごとに異なっており、その設定方法についても、地域の実情に応じて異なっているものと考えられるが、いずれにしても、その数が、営業品目の数に対して過多又は過少である場合には、事業者が適切に希望順位を付することができなくなり、地方公共団体にとっても、指名する事業者の選定等の事務処理に不都合を生じることとなる。このような観点から、地方公共団体からも、共通化する希望順位の数について、共通の営業品目数に応じて設定することが考えられるとの意見がある²⁰。

これを踏まえ、共通化する希望順位の数については、共通の営業品目数に応じて設定することとし、具体には、実際に当該共通の営業品目数と同程度の営業品目数を設定している地方公共団体における希望順位の数の設定状況を参考にして

²⁰ 令和７年１月２９日に実施した意見照会において提出された意見。

設定することとした。

(5) のとおり、共通の営業品目数について、大分類は、物品●●品目、役務●●品目で合計●●品目となっている。そこで、●●品目程度の営業品目を設定している地方公共団体²¹における希望順位の数の設定状況を見ると、大分類のみ希望順位を付すこととしている地方公共団体は●●団体(●●.●%)、大分類及び小分類の双方に希望順位を付すこととしている地方公共団体は●●団体(●●.●%)、小分類のみに希望順位を付すこととしている地方公共団体は●●団体(●●.●%)となっている。また、具体の希望順位の数は、平均で●●位までとなっている。

このような実態を踏まえ、共通の希望順位については、大分類の品目について●●位まで設定することができるものとした。

なお、小分類に希望順位を付すこととしている地方公共団体もあるが、

- ・ このような地方公共団体は、共通の営業品目数と同程度の営業品目数を設定している地方公共団体においては少数であること
- ・ (3) ①のとおり、事業者が、希望する営業品目を申請先地方公共団体ごとに選択する場合において、地方公共団体ごとに、大分類の品目に加えて、小分類の品目の希望順位を個々に設定することとすると、事業者の申請に係る事務負担が著しく大きくなるおそれがあること

を踏まえ、小分類の品目については、希望順位を付さないものとしている。

(選択することのできる営業品目数の制限及び取扱いメーカー)

また、事業者が選択することのできる営業品目数を制限しなくとも、当該希望順位を参考にすることによって、指名競争入札を行う地方公共団体においては、不良・不適格な事業者を選定するリスクを低減させるとともに、具体の契約の種類に応じて、当該契約の履行を得意とする事業者を選定することができるようになるものと考えられることから、共通の営業品目については、事業者が選択することのできる営業品目数に制限を設けていない²²。

取扱いメーカーについては、地方公共団体から共通・選択申請項目とすべきとの意見があったことや地方公共団体の採用状況を踏まえて、選択申請項目として設定したものである。

²¹ 共通の営業品目数(大分類●●品目)の前後5品目(●●品目から●●品目まで)の営業品目を設定している地方公共団体。

²² 事業者が選択することのできる営業品目数を制限しないことは、各営業品目の資格を有する事業者数の増加につながり、入札不調・不落の減少に寄与する可能性がある。

4. 申請種別の共通化

(1) 申請種別の状況

事業者が申請した情報については、本社の移転、代表者の変更、合併・分割等による組織形態の変更等により変更される場合がある。また、廃業等に伴い、事業者が有している入札参加資格を取り消す必要が生じる場合がある。このため、地方公共団体は、新たに資格を取得しようとする、又は資格を継続しようとする場合に行う「新規申請」や「更新申請」のほか、「変更申請」や「取消届」等の申請種別を設け、事業者に対して、特定の事由に該当した場合には、当該事由に応じた申請種別により地方公共団体に申請するよう求めている。

この申請種別の名称や当該種別による申請の対象となる事由については、これまで、各地方公共団体が自らの審査基準や申請項目等に応じて定めてきたものであることから、地方公共団体ごとに異なっている。

例えば、「取消届」については、当該名称のほか、「廃業届」、「抹消届」等の名称を用いている場合があり、また、「更新申請」や「変更申請」について、名称が同じであっても、対象となる申請事由が異なる場合がある。

しかしながら、申請種別自体は、事業者の申請内容に違いを生じさせるものではなく、地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められない。このことは、国と地方公共団体との間でも同様であると考えられるため、本検討会では、国の物品・役務等に係る入札参加資格審査（全省庁統一資格審査）の申請種別を参考に、共通の申請種別について検討を行った。

(2) 申請種別の共通化

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査の申請種別については、以下のとおり共通化することが考えられる。

申請種別の共通化の方法

申請種別は、以下のとおり共通化することとする。

- ① 新規申請 初めて資格を取得する（前期の資格を持たない）場合に行う申請
- ② 更新申請 資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合に行う申請
- ③ 変更申請 新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合に行う申請
- ④ 取消届 廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等に行う届出

国の申請種別については、以下のとおり設定されている。

- ・ 新規申請（初めて資格を取得する（前期の資格を持たない）場合）

- ・ 更新申請（資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合や、取得した資格の再審査を受ける場合）
- ・ 変更申請（新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合）
- ・ 取消届（廃業・倒産・破産及び合併・分社・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等）

更新申請の「取得した資格の再審査を受ける場合」とは、事業者が「自ら計算した結果等級に変動が発生する場合」²³を、変更申請の「登録した情報に変更があった場合」とは、「資格の記載事項が変更になる場合」²⁴をいい、事業者は、申請した情報に変更があった場合には、自ら等級に係る計算を行い、更新申請又は変更申請のいずれにより申請すべきかを確認することとなる。

仮に、地方公共団体共通の申請種別を国と同様に設定する場合、地方公共団体の審査基準がそれぞれ異なっていることから、事業者は、地方公共団体ごとに、当該確認を行うことが必要となる。これは、特に複数の地方公共団体の資格を有している事業者にとって、申請に係る事務負担が大きくなるものと考えられる。また、地方公共団体にとっても、事業者からの等級変動の有無に係る問合せが増加する等、申請の受付に係る事務負担が大きくなる可能性がある。

このため、申請した情報に変更があった場合における地方公共団体に対する申請の種別については、等級に変動が発生するか否かに関わらず、一本化することが適当であると考えられる。

これを踏まえ、地方公共団体共通の申請種別については、国の申請種別（新規申請、更新申請、変更申請又は取消届）を基本としつつ、更新申請の対象から「取得した資格の再審査を受ける場合」を除くこととした。すなわち、事業者は、申請した情報に変更があった場合には、等級に変動が発生する場合も含めて変更申請を行うこととなるものである。

新規申請及び更新申請に係る共通申請項目等については、2及び3のとおりであり、変更申請及び取消届に係る共通の申請項目等については、後述する5において整理している。

²³ 「政府電子調達（G E P S）操作マニュアル 資格審査申請 インターネット申請編」（令和7年1月）P10

²⁴ 同上

地方公共団体共通の申請種別と国の申請種別の比較

地方公共団体共通の申請種別		国の申請種別	
申請種別	申請対象	申請種別	申請対象
①新規申請	初めて資格を取得する (前期の資格を持たない) 場合	①新規申請	初めて資格を取得する (前期の資格を持たない) 場合
②更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合	②更新申請	資格の有効期限満了に伴って資格を継続する場合や、 <u>取得した資格の再審査を受ける場合</u>
③変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合	③変更申請	新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合
④取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分割・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等	④取消届	廃業・倒産・破産及び合併・分社・事業譲渡等の理由で消滅会社となる場合、資格が不要となる場合等

5. 変更申請・取消届に係る申請項目等の共通化

(1) 変更申請及び取消届の状況

新規申請及び更新申請と同様に、変更申請及び取消届の申請項目等は、地方公共団体ごとに異なっている。また、申請対象となる具体の申請事由についても地方公共団体ごとに異なっている。

例えば、変更申請の対象となる具体の申請事由（項目）について、本検討会の構成員の設定状況を比較すると、本社住所、商号又は名称等の事業者特定情報から構成される共通申請項目については、概ね変更申請の対象とされている一方、製造・販売実績等や自己資本額等の主に適正性審査・格付情報から構成される選択申請項目については、審査基準が異なっていることを背景として、地方公共団体ごとに変更申請の要否が異なっており、変更申請の対象としていない地方公共団体も多い。

変更申請の対象となる申請事由（項目）の設定状況

申請項目	事業者 特定情報	適正性 審査・ 格付情報	変更申請をする必要がある申請項目							
			国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県市 町村総合 事務組合
共通申請項目	本社住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	本社電話番号等	○		○	○	○	○		○	○
	商号又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	代表者氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	担当者	○	※1			※1		○		
	営業所等情報	○	○	○	○	○	○		○	○
	営業品目	○	○	○	○	○			○	○
選択申請項目	官公需適格組合情報	○		○						
	主たる事業の種類	○		○						
	製造・販売実績等	○	任意※2							
	自己資本額等	○	任意※2	○	○			○		
	経営状況(流動比率)	○	任意※2							
	常勤職員等の人数	○		○						
	ISO関係認証取得状況	○		○				○		
	設備の額	○	任意※2							
	営業経歴(営業年数)	○	任意※2							
	技術者資格(人数)	○		○						
	営業実績情報	○				任意				
	資本関係/人的関係	○					○			

(なお、以上のほか、実印、使用印、代理人印等の変更申請を求めている団体がある。)

※1 システム上、変更申請をする際に、必要に応じて担当者を変更する仕様となっている

※2 国においては、「合併・分社等における申請」「その他事由の場合」「等級変動」の事由に基づく更新申請として整理されている

取消届の対象となる具体の申請事由についても、本検討会の構成員の設定状況を比較すると、申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合、事業者が廃業した場合、及び資格がなくなくなった場合（事業の縮小等）を対象としている地方公共団体が多いが、必ずしも全ての地方公共団体において同様に設定しているものではない。

取消届の対象となる事由の設定状況

国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県市町村 総合事務組合
・申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ・事業者が廃業した場合 ・資格が必要なくなった場合(事業の縮小等)	・申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ・事業者が廃業した場合 ・資格が必要なくなった場合(事業の縮小等)	・申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ・事業者が廃業した場合 ・資格が必要なくなった場合(事業者が抹消を希望する場合等)	・廃業等に伴い、各参加団体の名簿から登録抹消を行う場合(一部の事業廃止等により、登録業種の一部を取り消す場合は、変更申請)	・事業者が廃業した場合 ・入札参加資格の取下げ(事業の縮小等)	・有資格者の事情により、その資格の全部又は一部を取り消す必要が生じたとき ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき ・営業品目が条件を満たさない状態となったとき	・申請者の合併・分割等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合 ・事業者が廃業した場合	(定めなし)

また、合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等により、事業者が申請した情報に変更が生じる場合や、事業者が消滅する場合がある。このため、一般に、地方公共団体は、当該変更に係る特別な申請項目等を設定し、組織形態の変更等があった場合に、その事由に応じて変更申請や取消届等を行うよう事業者に求めているが、当該申請項目等や個々の事由に応じた申請種別は、地方公共団体ごとに異なっている。

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別の状況

申請事由(例)	申請者	国	愛知県	滋賀県	千葉市	盛岡市	町田市	粕屋町	山梨県市町村 総合事務組合
新設合併 有資格のA社とB社が合併し、C社を新設する場合(A社、B社が消滅会社となる場合)	・C社 ・A社・B社	・新規申請 ・取消届	・新規申請 ・廃業届	・新規申請 ・抹消届	・臨時申請(新規) ・取消申請	・新規申請 ・—	・新規申請 ・取消申請	・新規申請 ・廃業届	・変更申請 ・—
吸収合併① 有資格のA社が有資格のB社を吸収合併して、A社の等級に変動がある場合	・A社 ・B社	・更新申請 ・取消届	・— ・廃業届	・— ・抹消届	・— ・取消申請	・変更申請又は ・変更申請(取消)	・変更・継続申請 ・取消申請	・— ・廃業届	・変更申請 ・—
吸収合併② 無資格のA社が有資格のB社を吸収合併して新たに資格を取る場合	・A社 ・B社	・新規申請 ・取消届	・新規申請 ・廃業届	・新規申請 ・抹消届	・臨時申請(新規) ・取消申請	・新規申請 ・—	・新規申請 ・取消申請	・新規申請 ・廃業届	・変更申請 ・—
吸収分割 有資格のD社がE社とF社に分割され、D社の等級は変わらないが、住所・商号又は名称等に変更がある場合	・D社	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請	・変更申請

このような状況を踏まえ、本検討会では、新規申請及び更新申請に係る共通・選択申請項目等と同様に、合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等がある場合を含めた変更申請及び取消届に係る共通の申請項目等について検討を行った。

また、4（1）と同様に、各申請種別の対象となる具体の申請事由等についても、事業者の申請内容に違いを生じさせるものではなく、地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められないことから、この共通化についても検討を行った。

（２）検討の経緯

本検討会では、新規申請及び更新申請に係る共通・選択申請項目等の検討状況に応じて、国及び本検討会の構成員が設定している変更申請等に係る申請項目等や申請事由を参考に、変更申請等の共通の申請項目等や申請事由の案を作成し、令和6年12月に、地方公共団体に対してこれらの申請項目等に係る意見照会を行った²⁵。

この照会に対する地方公共団体の意見を踏まえて議論を進め、この度、以下のとおり、変更申請等の共通化の方法や変更申請等に係る具体の共通の申請項目等について結論を得たものである。

（３）変更申請の共通化

① 変更申請の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格の変更申請に係る具体の申請事由や申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

変更申請の共通化の方法

変更申請に係る具体の申請事由や申請項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 具体の申請事由

- ・ 申請した共通申請項目（性質上、変更することが想定されないものを除く。）に変更があった場合
- ・ 申請した選択申請項目（性質上、変更することが想定されないものを除く。）に変更があった場合であって、かつ、資格を有する地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合
- ・ 申請した独自申請項目に変更があった場合であって、かつ、資格を有する地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合

²⁵ 令和6年12月25日に実施。

ii 申請項目等

以下の a 及び b の変更申請項目等を定めて、地方公共団体が a に加えて b の変更申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて c の変更申請項目等を設けることができるようにする。

- a 共通変更申請項目等（全地方公共団体共通の変更申請項目及び必要書類）
- b 選択変更申請項目等（変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の変更申請項目及び必要書類）
- c 独自変更申請項目等（地方公共団体独自の変更申請項目及び必要書類）

（具体の申請事由）

4 のとおり、変更申請は、新規申請又は更新申請で資格を取得した後、登録した情報に変更があった場合に行うものである。

当該登録した情報には、2 のとおり、共通申請項目、選択申請項目又は独自申請項目があるが、このうち、共通申請項目については、

- ・ 新規申請又は更新申請時に全地方公共団体共通で申請を求めているものであること
- ・ 本社住所、商号又は名称等の事業者特定情報から構成されており、その性質上、変更申請を求める必要があると認められること
- ・ （1）のとおり、多数の地方公共団体において変更申請の対象とされていること

を踏まえ、申請した共通申請項目に変更があった場合には、一律に変更申請を求めることとした。

一方で、選択申請項目については、

- ・ 新規申請又は更新申請時に申請を求めるか否かが地方公共団体の任意とされていること
- ・ 製造・販売実績等や自己資本額等の主に適正性審査・格付情報から構成されているところ、地方公共団体ごとに審査基準やこれに基づく格付けの更新の有無等の状況が異なっており、新規申請又は更新申請時に申請を求めている地方公共団体であっても、変更申請を必要としない場合があること
- ・ 実際に、（1）のとおり、地方公共団体ごとに各選択申請項目に係る変更申請の要否が異なっており、変更申請の対象としていない地方公共団体も多いことを踏まえ、申請した選択申請項目に変更があった場合には、資格を有する地方公共団体が当該申請項目の変更申請を求めている場合に限って、変更申請を要するものとした。これは、独自申請項目についても同様である。

なお、変更申請の対象となる共通申請項目及び選択申請項目については、性質

上、変更することが想定されないものを除くこととしているが、このようなものとしては、例えば、法人番号や設立年月日が挙げられる²⁶。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）や民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受け、代表者等が変更される場合においても、同様に変更申請することとなる。

（申請項目等）

変更申請の申請項目等については、新規申請及び更新申請の申請項目等と同様に、事業者特定情報や適正性審査・格付情報から構成されることを踏まえ、共通・選択変更申請項目等を設けることとした。

② 共通・選択変更申請項目等の設定方法

共通・選択変更申請項目等を具体的に設定するに当たって、上記の考え方を踏まえつつ、その設定方法を以下のとおり設定した。

共通・選択変更申請項目等の設定方法

- a 共通変更申請項目等とするもの
 - ・ 申請者を特定するための申請項目及び必要書類
（例）申請日、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者氏名、申請に係る委任状（行政書士への申請の委任）
 - ・ 申請した共通申請項目の変更内容
 - ・ 変更内容に応じた共通必要書類
（例）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- b 選択変更申請項目等とするもの
 - ・ 申請した選択申請項目の変更内容
 - ・ 変更内容に応じた選択必要書類
（例）納税証明書、財務諸表
 - ・ 申請した共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請する必要がある選択申請項目及び選択必要書類
（例）暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約（変更後の代表者による誓約）、印刷設備の状況（営業品目に「印刷・製本」を追加した場合の申請）

²⁶ 法人番号が変更される場合、すなわち同一法人でなくなる場合は、変更申請ではなく、新規申請を行うこととなる。

事業者から変更申請を受けるに当たって、地方公共団体においては、申請者を特定するため、申請日、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者氏名等の事業者特定情報の申請を求める必要があるが、当該情報については、新規申請又は更新申請において共通申請項目等とされていることを踏まえ、共通変更申請項目等として設定することとした²⁷。

また、(3)①のとおり、申請した共通申請項目に変更があった場合には、一律に変更申請を求めることとしており、申請した共通申請項目の変更内容については、共通変更申請項目等として設定し、全地方公共団体共通で変更申請を求めることとした。

他方で、(3)①のとおり、申請した選択申請項目に変更があった場合には、資格を有する地方公共団体が当該申請項目の変更申請を求めている場合に限って、変更申請を要するものとしており、申請した選択申請項目の変更内容については、選択変更申請項目等として設定し、変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することができるものとした。

共通・選択変更申請項目と合わせて提出する必要書類については、新規申請又は更新申請において共通必要書類とされているものは、共通変更必要書類とし、これらの申請において選択必要書類とされているものは、選択変更必要書類とするものとした。

また、選択申請項目には、他の共通・選択申請項目の変更に伴い、当該変更後の事業者の適正性審査や格付け等を行うため、追加して申請を求めることが想定されるものがある。例えば、選択申請項目の「印刷設備の状況」は、共通申請項目の「希望する営業品目」で「印刷・製本」を選択する場合に申請するものであるところ、当該営業品目に「印刷・製本」を追加する変更申請を行う場合には、これに伴い、新たに「印刷設備の状況」の申請を合わせて行う必要が生じる。

これを踏まえ、このような申請項目等についても、選択変更申請項目等として設定することとした。

なお、合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等によっても、申請した情報に変更が生じる場合があるが、この場合における共通の申請種別や特別の申請項目等については、後述する(5)において整理している。

²⁷ 申請を入札参加資格審査申請システムで受け付ける場合には、事業者に対して当該申請項目等の入力を求めることなく、当該システム等で保有している事業者情報を入力フォーム上に自動表示（プレプリント）することも考えられる。

③ 共通・選択変更申請項目等の設定

②の共通・選択変更申請項目等の設定方法に基づき、共通変更申請項目及び共通変更必要書類並びに選択変更申請項目及び選択変更必要書類を別紙●のとおり設定した。

（４）取消届の共通化

① 取消届の共通化の方法

地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格の取消届に係る具体の届出事由や届出項目等（届出項目及び必要書類のことをいう。以下同じ。）については、以下のとおり共通化し、また、設定することが考えられる。

取消届の共通化の方法・届出項目等の設定方法

取消届に係る具体の届出事由や届出項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 具体の届出事由

- ・ 合併・分割等の事由で、有資格者であった事業者が消滅会社となる場合
- ・ 事業者が廃業した場合
- ・ 資格が必要なくなった場合（事業の縮小等）

ii 届出項目等

以下の共通取消届出項目等（全地方公共団体共通の取消届出項目及び必要書類）を定めることとする。

- ・ 届出者を特定するための届出項目及び必要書類
（例）届出日、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者氏名、申請に係る委任状（行政書士への届出の委任）
- ・ 取消しの内容に関する項目
（例）取消事由、取消年月日

（具体の届出事由）

４（１）の申請種別に係る考え方と同様に、取消しの届出事由自体は、国や地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められないことから、本検討会では、国の取消事由を参考に、共通の届出事由について検討を行った。

国の取消しの届出事由については、以下のとおり設定されている。

- ・ 申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となる場合
- ・ 事業者が廃業した場合
- ・ 資格が必要なくなった場合（事業の縮小等）

（１）のとおりに、取消しの届出事由について、本検討会の構成員の設定状況を比較すると、必ずしも全ての地方公共団体において共通しているものではないが、多数の地方公共団体が、国と同様の事由を設定している。

このような状況を踏まえ、共通の取消事由については、国の届出事由を参考に、国と同様の事由を設定した。

なお、当該届出事由には、営業所を廃止する場合や営業品目の一部を取り消す場合が掲げられていないが、これらは、新規申請又は更新申請の共通申請項目を変更するものであることから、変更申請の対象となるものである。

また、事業者が、地方自治法施行令第１６７条の４に該当することとなった場合や、第１６７条の５に規定する入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合には、地方公共団体は、事業者の届出によらずに、当該事業者の資格を取り消すことができるものであり、取消しの届出事由として設定していない。

（届出項目等）

事業者から取消しの届出を受けるに当たって必要となる事業者特定情報については、５（３）②「a 共通変更申請項目等とするもの」の「申請者を特定するための申請項目及び必要書類」と同じものを共通取消届出項目等として設定することとした。

また、本検討会の構成員が設定している取消しの届出項目を比較すると、多数の団体が、取消事由（理由）等の取消しの内容に関する情報を届出項目として設定している。これを踏まえ、取消事由、取消年月日、届出先地方公共団体²⁸等の取消しの内容に関する項目についても、共通取消届出項目として設定することとした。

なお、本取消しは、事業者の届出に基づき当該事業者の資格を取り消すものであって、新規申請又は更新申請のように、地方公共団体ごとに異なる審査基準に基づき、事業者の適正性審査や格付けを行うものではない。このため、地方公共団体が、共通取消届出項目等とは別に、届出項目等を設ける特段の必要があるとは認められないことから、地方公共団体が独自の届出項目等を設けることができ

²⁸ 「届出先地方公共団体」は、現に、複数の地方公共団体で共同受付を行っている地方公共団体において設定されている項目であるが、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムで申請を受け付けることを想定し、共通取消届出項目として設定している。

るものとはしていない。

また、地方公共団体には、廃業したことが分かる必要書類（登記事項証明書や廃業届の写し等）の提出を求めている団体もあるが、取消届の上記性質を踏まえると、地方公共団体が、その届出に係る根拠資料の確認まで行う必要は必ずしもないものと考えられたことから、必要書類として設定しないこととした。

② 共通取消届出項目等の設定

①の共通取消届出項目等の設定方法に基づき、共通取消届出項目及び共通取消必要書類を別紙●のとおり設定した。

（５）合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化

① 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化の方法

事業者には合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等があった場合における地方公共団体の物品・役務等の入札参加資格審査の申請種別や申請事由、当該変更等に伴う申請に係る申請項目等については、以下のとおり共通化することが考えられる。

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請の共通化の方法

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別や申請事由、申請項目等は、以下のとおり共通化することとする。

i 申請種別

- ・ 新規申請 組織形態の変更等により新設された事業者又は当該変更等の時点で無資格の事業者が新たに資格を取得しようとする場合
- ・ 変更申請 組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が、引き続き資格を取得しようとする場合
- ・ 取消届 組織形態の変更等の前に資格を有していた事業者が当該変更等により消滅する場合

ii 申請事由

- ・ 合併（新設合併・吸収合併）
- ・ 分割（新設分割・吸収分割）
- ・ 事業譲渡
- ・ 個人事業主の法人化（法人成り）
- ・ 法人の個人事業主化（個人成り）
- ・ その他法人格の変動（組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等）

iii 申請項目等

合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う新規申請、変更申請又は取消届については、当該新規申請等に係る申請項目等※のほか、a 及び b の申請項目等を定めて、地方公共団体が a に加えて b の申請項目等を任意に選択して設けることができるようにする。

a 共通合併等申請項目等（全地方公共団体共通の合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に係る申請項目及び必要書類）

b 選択合併等申請項目等（申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目及び必要書類）

※ 新規申請又は変更申請の必要書類のうち、財務諸表については、組織形態の変更等後、当該変更等後の組織等の決算がある場合は当該決算に係るもの。当該変更等後の組織等の決算がない場合は、当該変更等前の関係事業者の決算（申請時直前のもの）に係るもの。

（申請種別）

4（1）及び5（1）のとおり、申請種別の名称や当該種別による申請の対象となる事由が地方公共団体ごとに異なっていることに伴い、合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別についても、地方公共団体ごとに異なっている。

4（2）のとおり、共通の申請種別を設定することに伴い、これに合わせて、組織形態の変更等に伴う申請に係る共通の申請種別を設定した。

（申請事由）

4（1）の申請種別に係る考え方と同様に、申請を必要とする組織形態の変更等の事由自体は、国や地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められないことから、本検討会では、国の申請事由を参考に、組織形態の変更等の共通の申請事由について検討を行った。

国の申請事由については、「合併」、「分社」、「事業譲渡」、「個人事業主が法人化する場合」、「法人が個人事業化する場合」及び「法人格変動」が挙げられている。本検討会の構成員の設定状況を比較しても、これらの申請事由のほかに特に追加すべき申請事由が見られなかったことを踏まえ、組織形態の変更等に伴う申請に係る共通の申請事由については、国の申請事由を参考に、国と同様の事由を設定した。

もっとも、例えば、「合併」には、新設合併や吸収合併等の種類があり、また、組織形態の変更等に係る関係事業者の資格の取得状況も様々であるなど、組織形

態の変更等の態様は個別具体の事案ごとに多様となっている。

このため、組織形態の変更等があった関係事業者は、それぞれの状況に応じて、i の各申請種別の意義に基づき、新規申請、変更申請又は取消届の方法により申請することとなる。

(申請項目等)

組織形態の変更等に伴う申請に係る申請項目等については、新規申請及び更新申請の申請項目等と同様に、事業者特定情報や適正性審査・格付情報から構成されることを踏まえ、共通・選択合併等申請項目等を設けることとした。

② 共通・選択合併等申請項目等の設定方法

共通・選択合併等申請項目等を具体的に設定するに当たって、その設定方法を以下のとおり設定した。

共通・選択合併等申請項目等の設定方法

a 共通合併等申請項目等とするもの

- ・ 組織形態の変更等の内容に係る申請項目及び必要書類
(例) 組織形態の変更等の種類、組織形態の変更等前後の事業者の構成等、組織形態の変更等に係る契約書の写し(合併契約書の写し、分割契約書の写し等)、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

b 選択合併等申請項目等とするもの

- ・ 適正性審査・格付情報に係るものであって、新規申請又は変更申請の申請項目等に含まれていないもの
(例) 合併時自己資本額明細

地方公共団体においては、組織形態の変更等に係る関係事業者の資格の異動処理や審査を行うため、組織形態の変更等の種類、変更等前後の事業者の構成等に係る申請項目や、合併契約書の写し、登記事項証明書等の必要書類等、当該変更等の内容に係る申請項目等の申請を求める必要があり、本検討会の構成員においても、当該申請項目等の申請を求めている地方公共団体が多くなっている。

このような状況を踏まえ、組織形態の変更等の内容に関する申請項目等を共通合併等申請項目等として設定することとした。

なお、登記事項証明書については、新規申請の共通必要書類とされていることから、変更申請による場合(かつ、変更内容に応じた必要書類とされていない場合)を想定して設定したものである。

また、変更申請及び取消届と異なり、申請者を特定するための本社住所、商号

又は名称等の事業者特定情報を共通合併等申請項目等として設定していない。これは、組織形態等の変更等に伴う申請は、新規申請、変更申請又は取消届の方法によることとしているところ、当該事業者特定情報が、当該新規申請等の共通申請項目等に含まれていることから、共通合併等申請項目等として重ねて申請する必要がないことによるものである。

新規申請や変更申請の申請項目等とされていないが、地方公共団体において、組織形態の変更等があった事業者の適正性審査・格付けを行うに当たって特別に必要な情報については、別途申請項目等として設定する必要がある。

このようなものとして、国において、合併後の新設会社（又は存続会社）の自己資本額の積算方法に係るもの（合併時自己資本額明細）を定めていることを参考に、当該申請項目を選択合併等申請項目等として設定することとした。

なお、共通合併等申請項目等とする組織形態の変更等の内容自体は、事業者の適正性審査・格付け等に影響を与えるものではなく、地方公共団体ごとに差異を生じさせておく特段の必要があるとは認められない。

また、地方公共団体に対する意見照会において、選択合併等申請項目等に掲げる申請項目等のほかに、適正性審査・格付情報に係る申請項目等を追加すべきとする意見はなかった。

これらを踏まえ、共通・選択合併等申請項目等とは別に、地方公共団体が独自の申請項目等を設けることができるものとはしていない。

③ 共通・選択合併等申請項目等の設定

②の共通・選択合併等申請項目等の設定方法に基づき、共通合併等申請項目及び共通合併等必要書類並びに選択合併等申請項目を別紙●のとおり設定した。

6. 申請方法の共通化

(1) 申請方法の状況と研究会報告書の提言

入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、申請方式等の申請方法については、各地方公共団体において、申請件数や審査担当職員数、審査体制、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要、入札参加資格審査申請システムの整備状況等の各地方公共団体の事務の実情や、十分な申請期間や有効期間の確保等による地域の中小事業者の事務負担の軽減等、地域の実情を考慮して定めていることから、地方公共団体ごとに異なっている。

研究会報告書では、申請方法の差異は、契約の適正な履行の確保とは直接の関係がないことや、入札参加資格審査申請を広域で又は全国的に受け付けられるようにするためには、申請方法が共通化されている必要があることを踏まえ、申請方法については、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進めることが提言されている。

(2) 検討の経緯

研究会報告書の提言を踏まえ、本検討会では、地方公共団体における申請方法の設定の実態²⁹を基に、共通の申請方法のたたき台を作成し、令和6年8月に、地方公共団体に対してこれらの申請方法に係る意見照会を行った³⁰。

この照会において、地方公共団体から提出された意見（1,000件以上。）について、個別に分析するとともに、共通の申請方法の設定に係る考え方の整理を行い、この度、以下のとおり、共通の申請方法について結論を得たものである。

(3) 共通化する申請方法

入札参加資格審査の申請方法について、地方自治法や地方自治法施行令に特段の定めがない。そこで、本検討会では、国の「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日）や本検討会の構成員の入札参加資格審査の申請方法等に係る公告を参考に、以下の申請方法を対象として共通化の検討を行った。

- ① 資格の有効期間
- ② 申請の受付方式（定期申請・随時申請・追加申請）

²⁹ 「地方公共団体の調達関連手続に関する実態調査について（依頼）」（令和6年3月8日付け総行行第116号 総務省自治行政局行政課長通知）

また、令和6年7月9日には、本検討会における議論を踏まえ、都道府県及び指定都市に対して物品・役務等の資格の有効期間を2年とすることについての対応可能性や対応に係る課題等を照会した。

³⁰ 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通の申請方法のたたき台に関する意見照会について（依頼）」（令和6年8月9日付け総行行第388号 総務省自治行政局行政課長通知）

- ③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間
- ④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間
- ⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付回数及び受付期間
- ⑥ 申請に使用する言語
- ⑦ 金額欄の記載方法

(4) 共通の申請方法の設定

① 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間について、府省庁では、物品・役務等は3年、建設工事等（建設工事及び測量・建設コンサルタントのことをいう。以下同じ。）は2年とされている。

都道府県では、国と同様に、物品・役務等については3年としている団体が最も多くなっており（31団体（66.0%））、建設工事等については2年としている団体が最も多くなっている（建設工事40団体（85.1%）、測量・建設コンサルタント42団体（89.4%））。

他方で、市区町村では、建設工事等については、都道府県と同様に、2年としている団体が最も多くなっている（建設工事●, ●●●●団体（●●. ●%）、測量・建設コンサルタント●, ●●●●団体（●●. ●%））一方で、物品・役務等については、都道府県と異なり、2年としている団体が最も多くなっている（1, 246団体（●●. ●%））³¹。

この違いは、都道府県と市区町村の申請の受付・審査体制が異なることに起因するものであると考えられる。

市区町村においては、物品・役務等と建設工事等に係る申請を同一部署で受け付けている団体が多くなっており（建設工事1, 431団体（86.9%）、測量・建設コンサルタント1, 430団体（86.8%））、双方の資格の有効期間を合わせて、申請を同一時期に一括して受け付ける（建設工事1, 178団体（71.5%）、測量・建設コンサルタント1, 181団体（71.7%））ことによって、審査に係る事務処理の効率化や、双方に申請する事業者の利便性の向上を図っている。

このため、物品・役務等の共通の資格の有効期間を3年とすることについては、市区町村から、物品・役務等と建設工事等の資格の有効期間が異なることとなり、一括申請・審査を行うことができなくなることを課題とする意見がある。（他方で、資格の有効期間を長くすることについて、事業者の経営状況の適切な把握に支障が生じるとの意見は少数（都道府県及び市区町村のうち14団体（1.0%））

³¹ 入札参加資格審査を行っている市区町村（物品・役務等●, ●●●●団体、建設工事●, ●●●●団体）に占める割合である。以下6（4）において同じ。

であり、物品・役務等の資格の有効期間を3年ではなく2年とすることは、もっぱら、物品・役務等と建設工事等を一括して申請・審査できるようにすることを目的とするものであると考えられる³²。)

一方で、都道府県においては、物品・役務等と建設工事等に係る申請を同一部署で同一時期に受け付けている団体は少数となっている(5団体(10.6%))。このため、物品・役務等と建設工事等との関係について考慮する必要がなく、物品・役務等に係る申請及び審査の回数を減らし、地方公共団体及び事業者の事務負担を軽減する観点から、建設工事等の資格の有効期間の設定状況にかかわらず、物品・役務等の資格の有効期間を3年としている団体が多くなっているものと考えられる。

このような状況にあるため、物品・役務等の資格の有効期間を2年とすることについては、都道府県から、

- ・ 地方公共団体及び事業者の申請及び審査に係る事務負担を軽減するため、資格の有効期間を2年から3年に変更した経緯があること(又は変更を検討していること)
- ・ 物品・役務等と建設工事等の双方に申請している事業者は、物品・役務等のみに申請している事業者と比べて少数であるところ、物品・役務等のみに申請している多数の事業者にとっては申請回数が増加し、地方公共団体にとっては審査回数が増加して、事務負担が増加すること

等を課題とする意見があった。

また、物品・役務等と建設工事等は申請項目や必要書類が異なることから、一括で申請を受け付ける場合であっても、申請に係る事務負担はあまり軽減されないとの意見もあった。

物品・役務等と建設工事等の一括申請・審査を行うことができるようにする方法として、物品・役務等の資格の有効期間を3年としつつ、これに合わせて、建設工事等の資格の有効期間を3年とすることも考えられるが、このことについては、都道府県のうち28団体(59.6%)、市区町村のうち483団体(29.3%)から、建設工事等に係る事業者の経営状況の適切な把握に支障が生じることや、事業者が格付けを上げる機会が減少すること等を課題とする意見があった。

また、建設工事等の資格の有効期間を3年としつつ、経営状況を個別の入札時に確認することについては、当該確認に係る職員のリソースが不足しており困難であることや、指名競争入札を行うに当たって指名する事業者を選定することができないことを課題とする意見があった。

³² 一括申請・審査に関しては、事務を平準化する観点から、物品・役務等と建設工事等の申請は異なる時期に受け付けることとすべきとの意見もあった。

以上のとおり、物品・役務等の資格の有効期間の共通化について、都道府県と市区町村との間で意見が異なっているが、

- ・ 入札参加資格審査が、契約の適正な履行を確保することを目的として行うものであることを踏まえ、資格の有効期間は、当該目的を達成するに当たって十分な期間を設定することが適当である（当該目的外の理由により当該期間を短くすることは必ずしも適当ではない）と考えられること
- ・ このことを前提として、これまで、物品・役務等の資格の有効期間を2年から3年に変更してきた地方公共団体があり、また、現時点において変更を検討している地方公共団体があること
- ・ 国においては物品・役務等の資格の有効期間を3年としていることを踏まえると、物品・役務等の共通の資格の有効期間は、3年とすることが適当であると考えられる。

ただし、物品・役務等と建設工事等の資格の有効期間が異なること、すなわち双方の一括申請・審査をしないことについては、特に市区町村から、現在の申請の受付・審査体制では、事務処理上、課題があるとの意見がある。このような実態を踏まえ、当該有効期間を3年に共通化することについては、後述する広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの導入等を通じて、申請の受付・審査に係る事務処理が効率化されることが前提となるものであることに留意する必要がある。

② 申請の受付方式

地方公共団体における入札参加資格審査申請の受付方式としては、主に、

- ・ 定期申請（資格の有効期間の開始日前に受付期間を設けて申請を受け付け、資格の有効期間の開始日に一括して資格を付与する方式）
- ・ 随時申請（受付期間を設けて又は設けずに継続的に随時の申請を受け付け、順次に又は事前に定めた一定の審査期間後に資格を付与する方式）
- ・ 追加申請（定期申請の受付期間の終了日後に1又は複数の受付期間（3か月未満）を設けて追加的に申請を受け付け、特定の日に一括して資格を付与する方式）

の3つがあり、地方公共団体においては、定期申請若しくは随時申請のいずれかにより、又は複数の受付方式の併用により申請を受け付けている。

実際の採用状況については、多数の地方公共団体が定期申請を採用している（都道府県42団体（89.4%）・市区町村1,552団体（94.3%））³³。

³³ 都道府県のうち5団体（10.6%）、市区町村のうち95団体（5.8%）が随時申請のみを採用している。

また、定期申請に加えて随時申請又は追加申請を併用している地方公共団体が多くなっている（都道府県42団体（89.4%）・市区町村1,332団体（80.9%））³⁴が、特に市区町村においては、定期申請のみを採用し、随時申請や追加申請を併用していない団体が一定程度ある（220団体（13.4%））。

採用状況を踏まえると、共通の申請の受付方式については、定期申請を採用することが考えられる。

その上で、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、定期申請のみならず、随時申請又は追加申請を併用することが望ましい。地方公共団体にとっても、申請機会を幅広く確保することによって、資格を有する事業者の増加につながり、ひいては入札不調・不落の減少等に資する側面もあるものと考えられる。

一方で、全地方公共団体共通で随時申請や追加申請を採用することについては、これらの申請の受付方式を採用していない地方公共団体から、定期申請以外に継続的又は追加的に申請を受け付け、審査するための体制を構築することができないとの声が寄せられており、難しい状況にある。

他方で、前述のとおり、定期申請に加えて随時申請又は追加申請を併用している地方公共団体が多いことや、事業者の申請機会を幅広く確保することが望ましいこと等を踏まえると、随時申請又は追加申請を採用することのできる地方公共団体においては、その判断により、随時申請又は追加申請を併用することができるようになることが適当であるものと考えられる。

以上を踏まえ、共通の申請の受付方式については、定期申請としつつ、地方公共団体の判断により、定期申請に加えて任意に随時申請又は追加申請を併用できることとすることが考えられる。

なお、共通化する「随時申請」（定期申請と併用するもの）とは、定期申請の受付期間後の特定の期間に継続的に随時の申請を受け付け、事前に定めた一定の審査期間後に資格を付与する方式のことをいう。また、共通化する「追加申請」（定期申請と併用するもの）については、前述の意義のとおりである。

³⁴ 都道府県では38団体（80.9%）が随時申請を併用し、2団体（4.3%）が追加申請を併用している。

市区町村では、948団体（57.6%）が随時申請を併用し、384団体（23.3%）が追加申請を併用している。また、220団体（13.4%）が随時申請や追加申請を併用していない。

なお、都道府県では5団体（10.6%）が、市区町村では95団体（5.8%）が随時申請のみを採用している。

③ 定期申請により資格が付与される期間・定期申請の受付期間

i 定期申請により資格が付与される期間

定期申請により資格が付与される月、すなわち資格の有効期間の開始月について、都道府県では、4月としている団体が最も多くなっており（20団体（●●.●%））、次に、10月としている団体が多くなっている（11団体（●●.●%））³⁵。また、市区町村では、多数の団体が4月としている（1,328団体（●●.●%））。

このような状況を踏まえ、共通の定期申請により資格が付与される日（資格の有効期間の開始日）は、4月1日とすることが考えられる。①のとおり、共通の資格の有効期間は3年としていることから、共通の定期申請により資格が付与される期間は、4月1日から3年後の3月31日までとすることが考えられる。

ii 定期申請の受付期間

定期申請の受付期間の開始日及び終了日については、地方公共団体において、想定される申請件数や審査担当職員数等を基に、資格の有効期間の開始までに必要な審査期間を確保できるよう設定されているものである。

定期申請を採用している地方公共団体における受付期間の開始日から資格の有効期間の開始日までの期間について、都道府県では、平均4.4か月、最長7か月となっており、市区町村では、平均3.6か月、最長7か月以上となっている。

また、受付期間の終了日から資格の有効期間の開始日までの期間について、都道府県では、平均2.8か月、最長5か月となっており、市区町村では、平均2.3か月、最長6か月以上となっている。

受付期間の開始日又は終了日から資格の有効期間の開始日までの期間については、市区町村と比べ、都道府県の方が長い傾向にあるが、これは、都道府県の申請件数が市区町村のそれよりも多く、市区町村よりも受付期間の終了日後の審査期間を長く確保する必要があることによるものと考えられる。このような状況にあるため、共通の受付期間については、申請件数の多い地方公共団体においても十分な審査期間を確保できるものとなるよう設定する必要がある。

これを踏まえ、本検討会では、共通の受付期間について、現に共通化の取組を進めており、申請件数が多いものと考えられる共同受付団体の設定状況を踏まえて設定することとした。

共同受付団体では、受付期間の開始日から資格の有効期間の開始日までの期間

³⁵ 定期申請を行っている都道府県に占める割合。市区町村も同じ。

について、6か月としている団体が最も多くなっており、最長は6か月半となっている。

また、受付期間の終了日から資格の有効期間の開始日までの期間について、4か月又は3か月としている団体が複数あり、最長では5か月となっている。

また、受付期間は2か月としている団体が最も多くなっており、最長も2か月となっている。

共同受付団体の定期申請の受付期間の設定状況

共同受付 団体	受付期間の開始日から 資格の有効期間の開始日までの 期間	受付期間の終了日から 資格の有効期間の開始日までの 期間	受付期間
群馬県	6か月	5か月	1か月
埼玉県	6か月	4か月	2か月
千葉県	6か月半	4か月半	2か月
神奈川県	6か月	4か月	2か月
長野県	5か月	3か月	1か月
愛知県	3か月	1か月半	1か月半
島根県	4か月	3か月	1か月
大分県	4か月	2か月	2か月

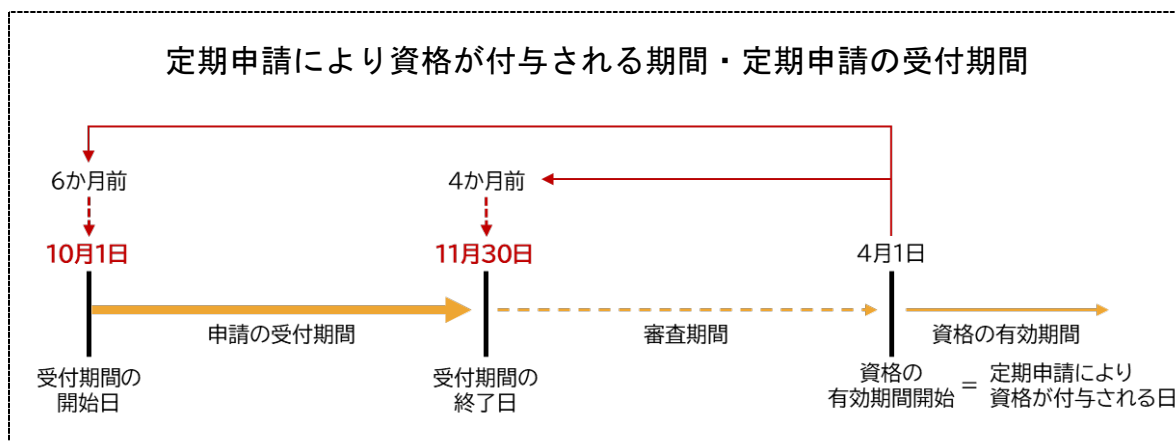
共通の受付期間について、地方公共団体の審査期間をできる限り長くする観点からは、受付期間の開始日又は終了日から資格の有効期間の開始日までの期間を最も長く設定している共同受付団体に合わせて、資格の有効期間の開始日の6か月半前から5か月前まで（資格の有効期間の開始日を4月1日とすると、9月15日から10月31日まで。受付期間は1か月半。）とすることも考えられるが、地方公共団体からは、9月は入札・契約事務その他の事務の繁忙期と重なり、申請件数の多い定期申請の審査を行うことができない等の意見がある³⁶。

また、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、受付期間は長くすることが望ましいところ、共同受付団体が設定している最長の受付期間は2か月であり、また、最も多くの団体が採用している期間も2か月となっている。

³⁶ 令和6年8月の調査において、たたき台（資格の有効期間の開始日の7か月前から5か月前まで）に寄せられた意見である。

これらを踏まえ、共通の定期申請の受付期間については、資格の有効期間の開始日の6か月前から4か月前まで(受付期間は2か月)とすることが考えられる。

i のとおり、共通の資格の有効期間の開始日は4月1日としていることから、具体の受付期間は、10月1日から11月30日までとなる。



④ 随時申請により資格が付与される期間・随時申請の受付期間

i 随時申請により資格が付与される期間

定期申請に加えて随時申請を受け付ける場合、随時申請により資格が付与される期間は、一般に、資格が付与された日（入札参加資格者名簿登載日等）から当該日の属する資格の有効期間の終了日までとされている。

一方で、この資格が付与される日の設定状況については、随時申請を受け付けてから資格が付与されるまでの期間（以下「随時申請の審査期間」という。）が、地方公共団体ごとに異なっていることに伴い、様々となっている。

③ ii の定期申請の受付期間と同様に、随時申請の審査期間についても、申請件数の多い地方公共団体において十分な期間を確保できるものとなるよう設定する必要があることから、当該審査期間に応じて定められる共通の資格が付与される日についても、共同受付団体における設定状況を踏まえて検討した。

共同受付団体では、資格が付与される日について、「毎月15日締め、翌月1日に付与」としている団体が最も多くなっている。しかしながら、この随時申請の審査期間（毎月15日から翌月1日まで）は、共同受付団体が設定している期間の中でも最短のものとなっており、複数の共同受付団体が、当該審査期間よりも長い期間（最長では、毎月15日から翌々月1日まで）を設定している。

共同受付団体の随時申請の審査期間の設定状況

	定期申請の 受付期間の 開始日	資格の 有効期間	随時申請の 受付期間	随時申請 により資格が 付与されるとき	随時申請の受付期間の 開始日の設定状況	随時申請の 受付期間の終了日 から次期資格の 有効期間の開始日 までの期間	随時申請の 受付期間の終了日 と次期定期申請 の受付期間の 開始日との関係
群馬県	R5.10.2	R6.4.1 R8.3.31	R6.4.1 R7.9.12	資格認定日から 毎月15日締め 翌月1日に認定	定期申請に係る資格の 有効期間の開始日と同日	6か月半	次期資格に係る 定期申請の受付 開始日までに 資格が付与される 随時申請の 受付の締め日
埼玉県	R4.10.6	R5.4.1 R7.3.31	R5.4.10 R7.3.10	名簿登録日から 毎月5日締め 翌月1日に登録	資格の有効期間の開始日後の 随時申請の締め日後の 翌週月曜日	半月	次期資格に係る 定期申請の 受付開始後
千葉県	R3.9.15	R4.4.1 R6.3.31	R4.4.18 R5.11.15	名簿登載日から 毎月15日締め 翌々月の1日に登載	資格の有効期間の開始日後の 随時申請の締め日後の 最初の営業日	4か月半	次期資格に係る 定期申請の 受付開始後
神奈川県	R4.10.1	R5.4.1 R7.3.31	R5.4.1 R7.2.3	認定日から 毎月1日締め 翌月1日に認定	定期申請に係る資格の 有効期間の開始日と同日	2か月	次期資格に係る 定期申請の 受付開始後
長野県	R6.11.1	R7.4.1 R10.3.31	R7.4 R10.3(予定)	名簿登録日から 2週間程度	未定	未定	次期資格に係る 定期申請の 受付開始後
愛知県	R6.1.4	R6.4.1 R8.3.31	R6.4.1 R8.2.16	名簿登載日から 毎月15日締め 翌月1日に登載	定期申請に係る資格の 有効期間の開始日と同日	1か月半	次期資格に係る 定期申請の 受付開始後
島根県	R3.9.1	R4.1.1 R6.12.31	R4.1.4 R6.11.15	名簿登録日から 認定日の翌月1日	資格の有効期間の開始日の 定期申請の締め日後の 最初の営業日	1か月半	次期資格に係る 定期申請の 受付開始後
大分県	R6.6.1	R6.10.1 R8.9.30	R6.8.1 R8.5.31	申請受理月の 翌々月から (ただしR6.11.1以降)	定期申請の受付期間の 最終日の翌日	4か月	次期資格に係る 定期申請の 受付開始日の 前日

③ ii の定期申請の受付期間に係る考え方と同様に、共通の資格が付与される日について、地方公共団体における審査期間をできる限り長くし、全国的に採用可能なものとする観点からは、共同受付団体が設定している当該審査期間のうち、最も長いものを採用することが考えられる。

一方で、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、随時申請の審査期間をできる限り短くし、速やかに資格を付与することが望ましい。地方公共団体にとっても、事業者を速やかに入札に参加させることができ、ひいては入札不調・不落の減少等に資するものと考えられる。

このため、随時申請の審査期間を短縮することのできる地方公共団体においては、その判断により、資格を付与する日を早めることができるようにすることが適当であると考えられる。

これらを踏まえ、共通の随時申請により資格が付与される日については、「毎月15日締め、遅くとも翌々月1日（地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる。）」とし、随時申請により資格が付与される期間は、この「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで」とすることが考えられる。

ii 随時申請の受付期間

定期申請と併用する随時申請は、定期申請の受付期間後の特定の期間に継続的に随時の申請を受け付ける方式であり、地方公共団体においては、随時申請の受付期間中は、常に申請を受け付け、審査し、事業者に対して資格を付与することができるようにしておかなければならない。このため、随時申請の受付期間については、各地方公共団体において、申請件数や審査担当職員数、定期申請の受付期間等を踏まえ、申請の受付・審査等を支障なく行うことのできる期間となるよう設定している。

したがって、共通の随時申請の受付期間について、現に各地方公共団体が設定している随時申請の受付期間よりも著しく長い期間を設定すると、当該地方公共団体において、申請の受付・審査体制上、随時申請を受け付けることができなくなるおそれがある。このため、共通の随時申請の受付期間については、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとなるよう考慮して設定する必要がある。

共通の随時申請の受付期間については、この考え方を踏まえつつ、③ ii の定期申請の受付期間と同様に、共同受付団体の設定状況を踏まえて設定することとした。

（随時申請の受付期間の開始日）

共同受付団体における随時申請の受付期間の開始日の設定方法には、

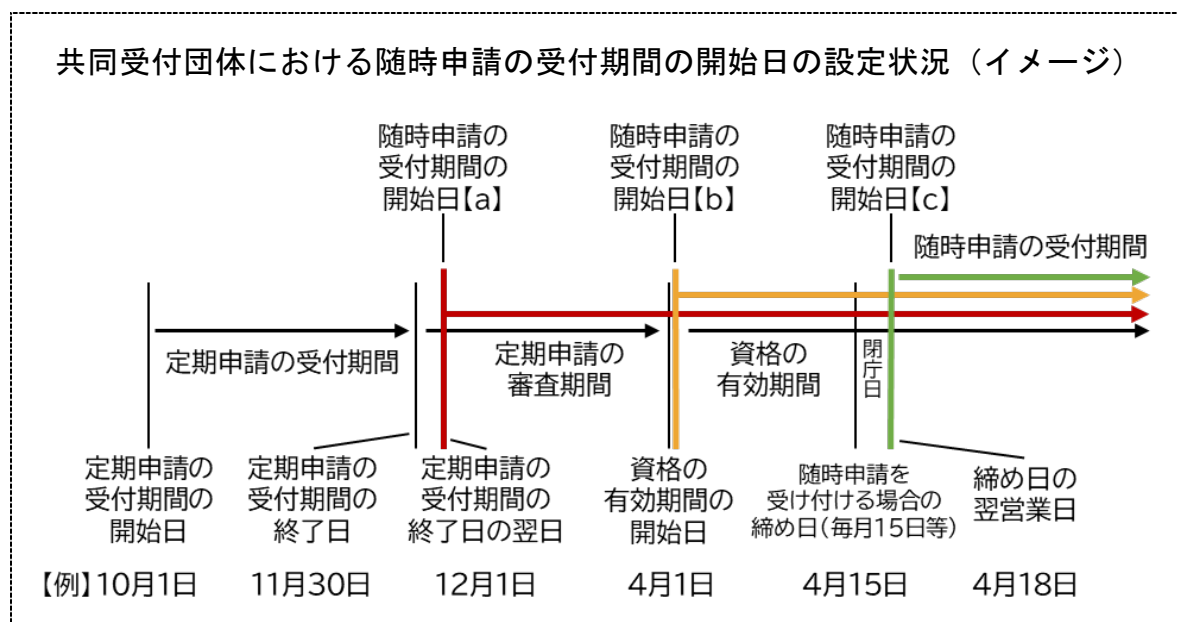
- a 定期申請の受付期間の最終日の翌日（定期申請に係る資格の有効期間の開始日前）
- b 定期申請に係る資格の有効期間の開始日と同日
- c 定期申請に係る資格の有効期間の開始日後の、随時申請を受け付ける場合の締め日後の営業日（又は翌週月曜日）

の3つがある。

a は、定期申請の受付期間の終了後に引き続いて随時申請の受付を開始し、定期申請の審査と随時申請の受付・審査を併行して行うものであり、受付期間の終了日が同じ場合には、当該期間が a から c までの中で最も長くなる。

他方で、b 及び c は、定期申請の審査の終了後（定期申請に係る資格の有効期

間の開始後）に随時申請の受付を開始するものであり、審査に係る事務負担の大きさ等を考慮し、定期申請の審査と随時申請の受付・審査を同時に行うこととならないよう設定しているものと考えられる。また、cについては、定期申請の審査の終了後に、随時申請の受付・審査に係る準備期間を一定程度設けているものであり、受付期間の終了日が同じ場合には、当該期間がaからcまでの中で最も短くなる（cの受付期間は、a又はbの受付期間に含まれることとなる。）。



前述のとおり、共通の随時申請の受付期間について、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点からは、cを採用すること、すなわち当該期間の開始日は、定期申請に係る資格の有効期間の開始日後の随時申請を受け付ける場合の締め日後の営業日とすることが考えられる。

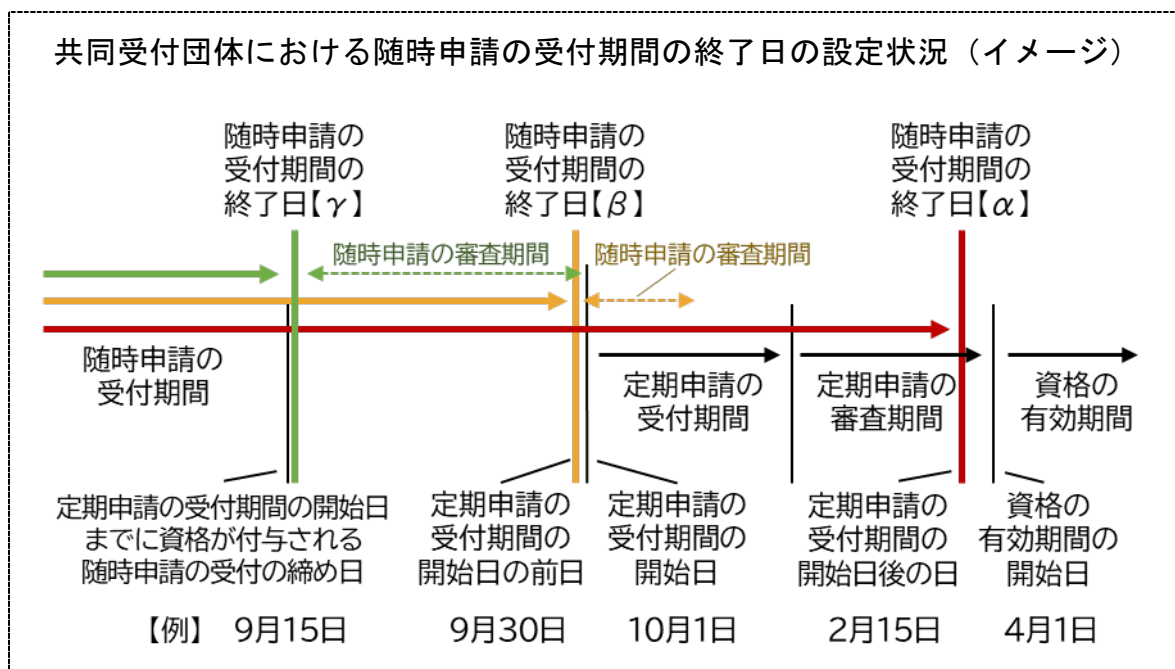
③ i のとおり、定期申請に係る共通の資格の有効期間の開始日は4月1日、④ i のとおり、随時申請を受け付ける場合の共通の締め日は毎月15日としていることから、具体の受付期間の開始日は、4月16日（閉庁日である場合は翌営業日）となる。

（随時申請の受付期間の終了日）

共同受付団体が設定している、随時申請の受付期間の終了日から次期資格の有効期間の開始日までの期間については、最も短い場合で半月、長い場合で6か月半となっており、随時申請を次期資格の有効期間の開始日の直前まで受け付けている団体がある一方、次期資格の有効期間の開始日までの間に相当程度の期間を設けている団体がある。

そこで、随時申請の受付期間の終了日と次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日との関係について見ると、当該終了日については、

α 次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日後の日
 β 次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日の前日
 γ 次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日
 の3つがある。



α は、次期資格に係る定期申請の受付が開始された後も、今期資格に係る随時申請を受け付け、定期申請の受付・審査と随時申請の受付・審査を併行して行うものであり、受付期間の開始日が同じ場合には、当該期間が α から γ までの中で最も長くなる。

β は、次期資格に係る定期申請の受付が開始される前に今期資格に係る随時申請の受付を終了させるものであり、申請の受付・審査に係る事務負担の大きさ等を考慮し、定期申請の受付と随時申請の受付を同時に行うこととならないよう設定しているものと考えられる。ただし、次期資格に係る定期申請の受付開始後の一部の期間において、次期資格に係る定期申請の受付と、直前に受け付けた随時申請の審査が併行して行われることとなる。

γ は、さらに、次期資格に係る定期申請の受付が開始される前までに、今期資格に係る随時申請の受付・審査を終了し、定期申請の受付と随時申請の受付・審査を同時に行うこととならないよう設定しているものであり、受付期間の開始日が同じ場合には、当該期間が α から γ までの中で最も短くなる（ γ の受付期間は、 α 又は β の受付期間に含まれることとなる。）。

随時申請の受付期間の開始日と同様に、共通の随時申請の受付期間について、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点

からは、γを採用すること、すなわち当該期間の終了日は、次期資格に係る定期申請の受付期間の開始日までに資格が付与される随時申請の受付の締め日とすることが考えられる。

③ ii のとおり、定期申請の共通の受付期間の開始日は10月1日、④ i のとおり、資格が付与される共通の日については、毎月15日締め、遅くとも翌々月1日としていることから、具体の受付期間の終了日は、8月15日となる。

(随時申請の受付期間)

共通の随時申請の受付期間について、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとなるよう考慮して設定した。

一方で、i の随時申請により資格が付与される期間と同様の考え方により、事業者の申請機会を幅広く確保する観点からは、随時申請の受付期間をできる限り長くすることが望ましい。このため、地方公共団体の判断により、随時申請の受付期間を拡大することができるようにすることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、共通の随時申請の受付期間については、「4月16日（閉庁日である場合は翌営業日）から次期定期申請の受付期間の開始日直前の8月15日（地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる。）」とすることが考えられる。

⑤ 追加申請により資格が付与される期間・追加申請の受付回数及び受付期間

i 追加申請の受付回数及び受付期間

追加申請は、定期申請の受付期間の終了日後に1又は複数の受付期間を設けて追加的に申請を受け付ける方式であり、その追加申請の受付回数や受付期間については、④ ii の随時申請の受付期間と同様に、各地方公共団体において、申請件数や審査担当職員数、定期申請の受付期間等を踏まえ、申請の受付・審査等を支障なく行うことのできる期間となるよう設定している。

したがって、共通の追加申請の受付回数や受付期間についても、当該回数を少なく、また、当該期間を短く設定している地方公共団体において採用可能なものとなるよう考慮して設定する必要がある。

追加申請の採用状況については、(4)②のとおり、都道府県が2団体(4.3%)、市区町村が380団体(23.1%)となっている。主に市区町村において採用されており、追加申請を採用している共同受付団体はない。

このような状況にあることから、追加申請の共通化については、前述の考え方を踏まえつつ、市区町村の設定状況を踏まえて設定することとした。

(追加申請の受付回数)

地方公共団体が採用している追加申請については、主に、

- ・ 1年に1回申請の受付を行うもの
- ・ 1年に複数回申請の受付を行うもの

の2つがあり、その採用状況については、1年に1回申請の受付を行っている市区町村が269団体(●●.●%)、1年に複数回申請の受付を行っている市区町村が113団体(●●.●%)となっている³⁷。

この採用状況や、前述のとおり、共通の追加申請の受付回数について、当該回数を少なく設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点からは、当該回数は、1年に1回とすることが考えられる。

(追加申請の受付期間)

1年に1回申請の受付を行っている市区町村の受付期間の設定状況については、1か月としている団体が最も多くなっており(97団体(35.9%))、次いで0.1か月から0.5か月までとしている団体が多くなっている(57団体(21.1%))。

共通の追加申請の受付期間について、当該期間を短く設定している地方公共団体においても採用可能なものとする観点からは、当該期間を最も短く設定している市区町村に合わせて、0.1か月とすることも考えられるが、当該期間が著しく短期間となると、特に複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、申請に係る事務負担が大きくなる。

これを踏まえ、共通の追加申請の受付期間については、当該期間の終了日後の審査期間を十分に確保することを前提に、最も多くの市区町村が採用している1か月とすることが考えられる。

(追加申請の受付回数及び受付期間)

以上により、共通の追加申請の受付回数及び受付期間は、1年に1回・1か月とすることが考えられる。

また、④iiの随時申請の受付期間と同様の考え方により、共通の追加申請の受付回数及び受付期間についても、地方公共団体の判断により、当該回数及び当該期間を拡大することができるようにすることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、共通の追加申請の受付回数及び受付期間については、③iiのとおり、定期申請の受付期間の開始日を10月1日としていることを考慮し、「毎年10月1日から10月31日まで(定期申請の受付を行う年を除く。)(地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる。)」

³⁷ 割合は、追加申請を採用している市区町村(●●●団体)に対するもの。

とすることが考えられる。

ii 追加申請により資格が付与される期間

追加申請により資格が付与される期間は、随時申請と同様に、一般に、資格が付与された日（入札参加資格者名簿登載日等）から当該日の属する資格の有効期間の終了日までとされている。

この資格が付与される日の設定方法については、「資格の有効期間の中間に当たる日³⁸や定期申請に係る資格の有効期間の開始日から1年又は2年後の日」としている市区町村が最も多くなっている（●●●●団体（●●.●%）³⁹）。

このような状況を踏まえ、共通の追加申請により資格が付与される日については、定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の日とすることが考えられる。

また、④ i の随時申請により資格が付与される日に係る考え方と同様に、追加申請についても、地方公共団体の判断により、資格を付与する日を早めることができるようにすることが適当であると考えられる。

これを踏まえ、共通の追加申請により資格が付与される日については、③ i のとおり、定期申請に係る共通の資格の有効期間の開始日を4月1日としていることから、「定期申請に係る資格の有効期間の開始日の1年後及び2年後の4月1日（地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる）」とし、追加申請により資格が付与される期間は、この「資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで」とすることが考えられる。

⑥ 申請に使用する言語

申請に使用する言語について、国においては、「申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。」としている。

地方公共団体について、これと異なる取扱いをする特段の必要があるとは認められないことから、国と同様に共通化することが考えられる。

⑦ 金額欄の記載方法

金額欄の記載方法について、国においては、「金額欄については、出納官吏事務

³⁸ 例えば、資格の有効期間を令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年としている場合において、追加申請により資格が付与される日をこの中間の日に当たる令和7年4月1日とする場合である。

³⁹ 割合は、追加申請を採用している市区町村（●●●●団体）に対するもの。

規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること」としている。

地方公共団体について、これと異なる取扱いをする特段の必要があるとは認められないことから、国と同様に共通化することが考えられる。

(5) 共通の申請方法と留意事項

以上により設定した共通の申請方法は別紙●のとおりである。

なお、前述のとおり、地方公共団体の資格の有効期間をはじめとする申請方法は、各地方公共団体において、審査体制や入札参加資格審査申請システムの整備状況等の事務の実情等を踏まえて、申請の受付・審査に係る事務を適切に処理できるものとするよう設定されている。

こうした中で、現在の申請の受付・審査体制を前提として、各地方公共団体の申請方法を変更し、全国的に共通化を図ることは困難である。このため、後述する広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの導入等を通じて、申請の受付・審査に係る事務処理が効率化される必要があり、共通の申請方法については、当該システムの導入に合わせて導入されることが想定される。

また、現在、多数の市区町村において、物品・役務等と建設工事等の申請を同一部署で同一時期に受け付けていることを踏まえ、共通の申請方法を導入するに当たっては、当該共通システムの導入後における物品・役務等と建設工事等の一括申請・審査の可否を含めて、物品・役務等と建設工事等の申請方法の関係を十分に整理する必要がある。

これらを踏まえ、共通の申請方法については、当該共通システムの整備等に係る検討状況や、建設工事等に係る共通化及びデジタル化の方向性等に係る検討状況を踏まえて、実現可能なものとなるよう、必要に応じて更新や見直しを行いながら、その導入に向けた具体の検討を進めていく必要がある。

7. 地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性

(1) 研究会報告書の提言

地方公共団体の調達関連手続のデジタル化に関しては、単独で又は広域でシステムを整備する等、電子化・オンライン化に係る取組を進めている地方公共団体が見られる一方で、全国的に見ると十分には進んでいない状況にある。

こうした中、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者からは、その項目等や手続を共通化するとともに、調達関連システムを整備して手続をデジタル化するよう求める声がある。

このような状況を踏まえ、研究会報告書では、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、その適正性を確保しつつ、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組を進めることが必要であり、その際、事業者が複数の地方公共団体に対して一括して申請等を行えるようにすること、すなわちワンスオンリー化を実現することが重要であると指摘されている。そして、このためには、

- ① 都道府県単位での共同の調達関連システムの整備が全国的に行われるよう促進すること
 - ② 国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること
 - ③ 全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備すること
- のいずれかの方法により、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備することが考えられ、これらの方法について、その実現可能性等を含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと提言されている。

(2) 調達関連手続の電子化・オンライン化の状況等

① 調達関連手続の概要と電子化・オンライン化の状況

地方公共団体の調達関連手続は、

- ・ 入札参加資格審査（契約の履行を確保するため、入札参加者の資格を設定する。事業者から申請を受け、当該資格を有するかどうかを審査する。）
- ・ 事業者情報管理（指名停止等の入札参加資格者の管理等を行う。）、契約管理（入札案件登録、入札結果登録、契約内容登録、契約情報管理等を行う。）
- ・ 入札の公告（入札に付す事項、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等、無資格者による入札が無効な旨等を公告する。）
- ・ 入札（事業者から入札参加の申込を受け、その入札参加資格を確認した上で、事業者から入札書の提出を受け、落札者を決定する。）
- ・ 契約（契約書への記名・押印又は契約内容を記録した電磁的記録への電子署名を行い、契約が確定する。）

その他支払い等から構成されている。

これらの各手続に係るシステム整備等による電子化・オンライン化の状況は、令和6年3月時点で、

- ・ 入札参加資格審査申請については、都道府県は、物品が72.3%、役務が66.0%、市区町村は、物品が31.5%、役務が48.7%
- ・ 事業者情報管理については、都道府県は、物品が●●.●%、役務が●●.●%、市区町村は、物品が●●.●%、役務が●●.●%⁴⁰
- ・ 入札の公告については、都道府県は、物品が●●.●%、役務が●●.●%、市区町村は、物品が●●.●%、役務が●●.●%
- ・ 入札については、都道府県は、物品が●●.●%、役務が●●.●%、市区町村は、物品が●●.●%、役務が●●.●%
- ・ 契約については、都道府県は、物品が●●.●%、役務が●●.●%、市区町村は、物品が●●.●%、役務が●●.●%

となっており、特に市区町村において、電子化・オンライン化が十分に進んでいない。

なお、地方公共団体においては、都道府県単位で又は複数の市区町村等で調達関連手続を共通化する取組がみられる。例えば、物品・役務等の入札参加資格審査申請の共同受付を実施している都道府県は9団体（19.1%）、市区町村は385団体（23.4%）となっており、全国で15の枠組みが構築されている。

市区町村における調達関連手続の電子化・オンライン化は、他の地方公共団体と共同して進められる傾向にあり、例えば、物品の入札参加資格審査申請をオンラインで受け付けている市区町村のうち、61.1%が、他の地方公共団体と共同でシステムを整備している。

② 調達関連システムの構成状況

本検討会では、地方公共団体の物品・役務等に係る調達関連システムの整備実態を把握するため、本検討会の構成員が整備している（又は利用している）調達関連システムの構成等を確認した。

（あいち電子自治体推進協議会）

あいち電子自治体推進協議会（愛知県、県内市町村及び一部事務組合で構成）では、共同で「入札参加資格申請システム」、「入札情報システム」及び「電子入札システム」の3つのサブシステムから構成される「あいち電子調達共同システム」を整備している。愛知県では、さらに、独自の「文書管理システム」・「財務システム」を共同システムと連携させて契約管理事務を処理している。

⁴⁰ 事業者情報管理については、当該管理を行うシステムを整備している地方公共団体の割合。その他は、事業者がオンラインで手続することができる地方公共団体の割合を示している。

(滋賀県)

滋賀県では、入札参加資格審査申請、審査及び事業者情報管理の機能を有する「業者管理システム」と、契約管理、入札情報公開及び電子入札の機能を有する「入札管理システム」の2つのシステムを整備し連携させている。また、「入札管理システム」を「物品管理システム」と連携させ、物品管理・台帳管理を行っている。

(千葉県電子自治体共同運営協議会)

千葉県電子自治体共同運営協議会（千葉県、県内市町村、一部事務組合及び広域連合で構成）では、共同で「入札参加資格申請システム」、「名簿管理システム」、「業務進行管理システム」、「入札情報サービス」及び「電子入札システム」の5つのサブシステムから構成される「ちば電子調達システム」を整備し連携させている。

(盛岡広域8市町)

盛岡広域8市町（連携中枢都市圏の市町で構成）では、共同で「入札参加資格申請受付システム」を整備している。盛岡市では、さらに、事業者情報管理及び契約管理の機能を有する「契約管理システム」、「入札情報公開システム」及び「電子入札システム」の3つの独自システムを整備し、連携させている。

(東京電子自治体共同運営協議会)

東京電子自治体共同運営協議会（東京都内市区町村及び一部事務組合で構成）では、共同で「資格審査申請受付サービス」、「入札情報サービス」及び「入札サービス」の3つのサブシステムから構成される広域の「電子調達サービス」と「電子契約システム」を整備している。町田市では、さらに、独自の「財務会計システム」を共同システムと連携させて事業者情報管理や契約管理事務を処理している。

(粕屋町)

粕屋町では、「申請受付システム」、事業者情報管理及び契約管理の機能を有する「契約管理システム」、「情報公開システム」及び「電子入札システム」の4つのシステムを整備し連携させている。

(山梨県市町村総合事務組合)

山梨県市町村総合事務組合では、山梨県及び市町村が共同で開設している汎用的な電子申請サービス「やまなしくらしねっと」において、県内市町村や一部事務組合への入札参加資格審査申請を受け付け、審査を行い、「市町村等連携システム」を通じて事業者情報を県内市町村等に提供している。

あいち電子調達共同システム(物品等)

入札参加資格申請システム

- 新規申請用情報登録 (仮ID・PWでログイン認証)
- 入札参加資格審査申請
- 審査結果確認 (本ID・PWでログイン認証)
- 名簿調製
- 申請受付
- 資格審査
- ※物品・役務等の格付は行っていない
建設工事については手作業で格付を行い、結果をシステムに手入力
- 指名停止情報登録

入札情報システム

- 名簿公開
- 案件公開
- 開札結果公開
- データ自動連携

電子入札システム

- 案件(入札公告)公開
- 参加申請
- 参加資格確認通知
- 入札
- 開札
- 参加資格審査
- 案件登録
- 開札結果通知
- データ自動連携

電子契約サービス (民間サービス利用)

- 契約締結
- 契約書保存
- PDFをUL
- 契約書作成
- PDFをDL・UL
- 給与旅費
- その他のシステム

文書管理システム

- 予算執行書 入札説明書 仕様書
- 文書保存

財務システム

- 役務 手入力
- 物品 手入力
- データ連携 (csv取込)
- 調達内容登録
- 債権者(口座)情報登録
- 契約内容登録
- ※発注書・支出負担 行為決議書作成
- 検査結果
- 支払登録

事業者

業者管理システム ※事業者には「資格申請システム」と案内

- ID・PW登録 → ID-PWでログイン認証 → 入札参加資格審査申請
- 結果通知 → 申請受付(受理) → 申請情報 → 資格審査
- Excel出力 → 格付 → ※システムが自動設定 → 補正(手入力)
- ※優良工事実績による加点、コンプライアンスに係る減点等
- [建設工事の場合の事務フロー]

県HP

- 資格者名簿公開 ← PDFをUL
- 名簿出力加工 ← CSVデータ
- 名簿調製 ↑ ※物品・役務等の格付けは行っていない
- 指名停止等管理

入札管理システム ※事業者には「入札情報サービス」「電子入札システム」と案内

- ICカード登録 ※登録は一度のみ(ICカードの有効期間間)
- 入札公告 ↓ 参加申込 ↓ 参加資格審査 ↓ 参加資格確認通知
- 入札書提出 ↑ 結果通知
- 入札結果登録 ↓ 契約情報登録 ↓ 発注情報登録 ↓ 検査結果登録
- データ自動連携
- 依頼受付 / 案件情報入力 / 入札執行同 / 案件公開 ↔ データ自動連携
- 物品請求伺 → 指名事業者選定・通知
- *参加条件(地域要件・営業種目等)を設定して見積徴収する事業者を決定(システム間で情報連携)
- *原課が管理課に物品調達を依頼(原課がシステム上で入力)

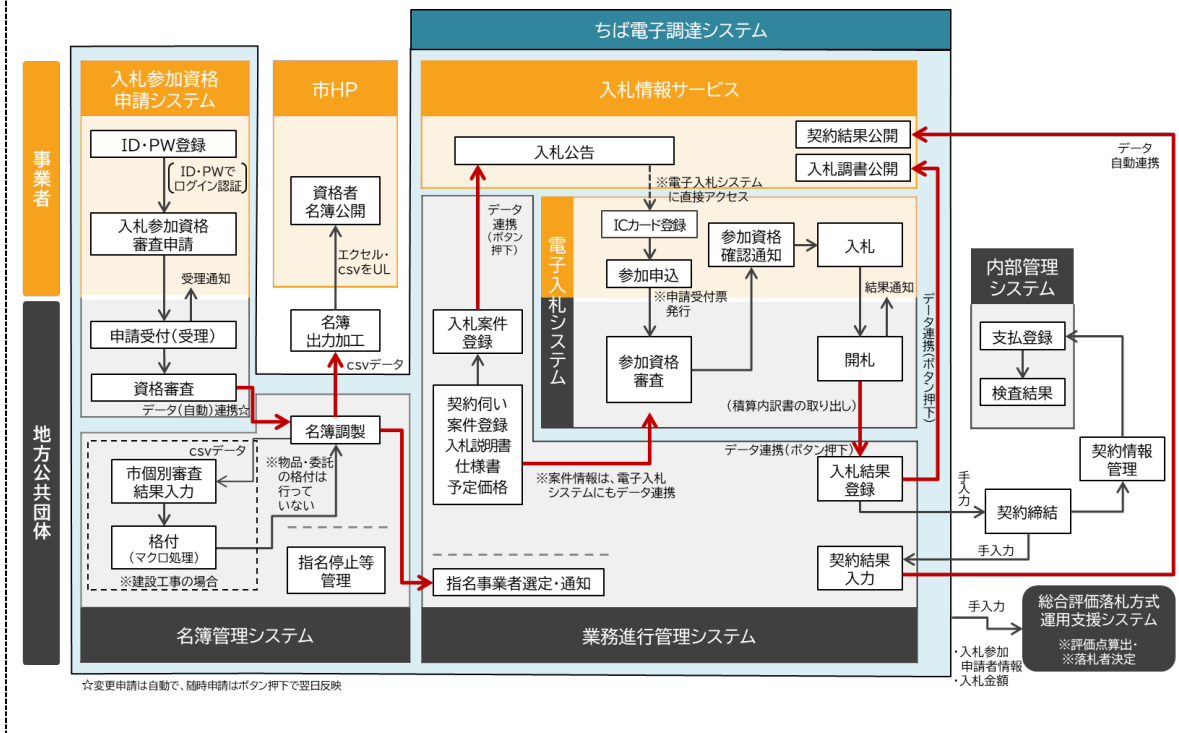
電子契約サービス (民間サービス利用) ※令和6年10月から試行

- 入札結果公開 ← データ自動連携
- 契約締結 ← PDFをUL
- 契約書作成
- 財務会計
- 文書管理
- 積算
- 物品管理
 - 物品一括取得
 - 物品管理・台帳
- その他のシステム

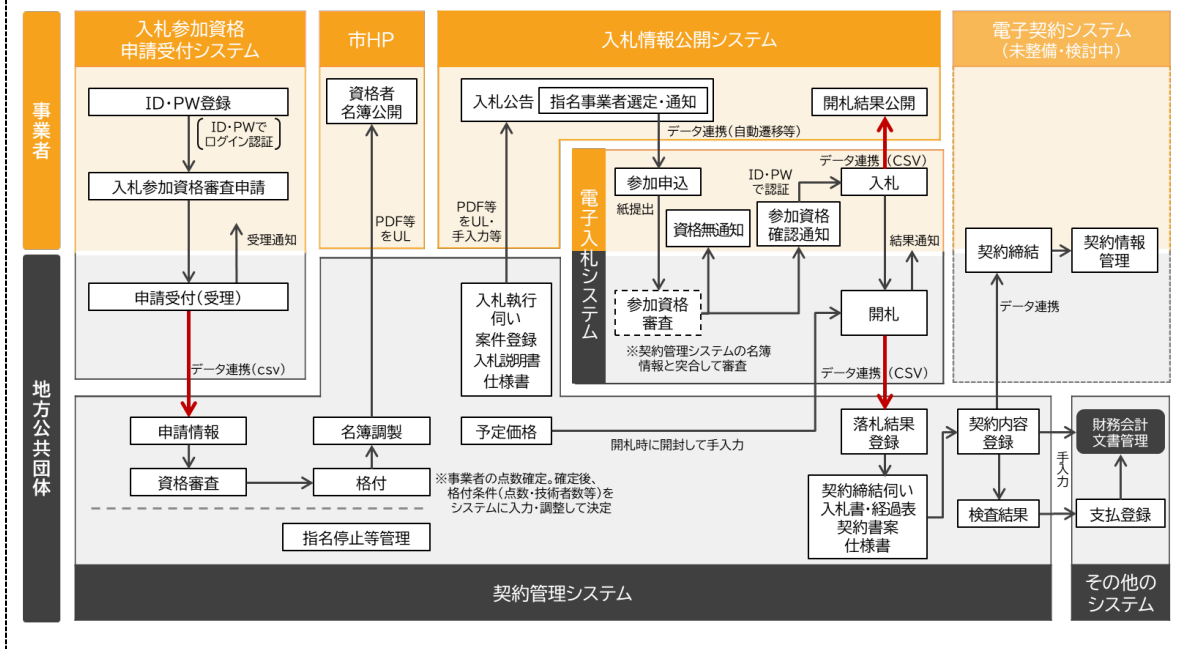
地方公共団体

※建設工事については、物品・役務等に係る業者管理システムとは別の公共工事総合システムにおいて申請受付・審査を行っている。(ID・PW登録を含め別システムで処理している。)

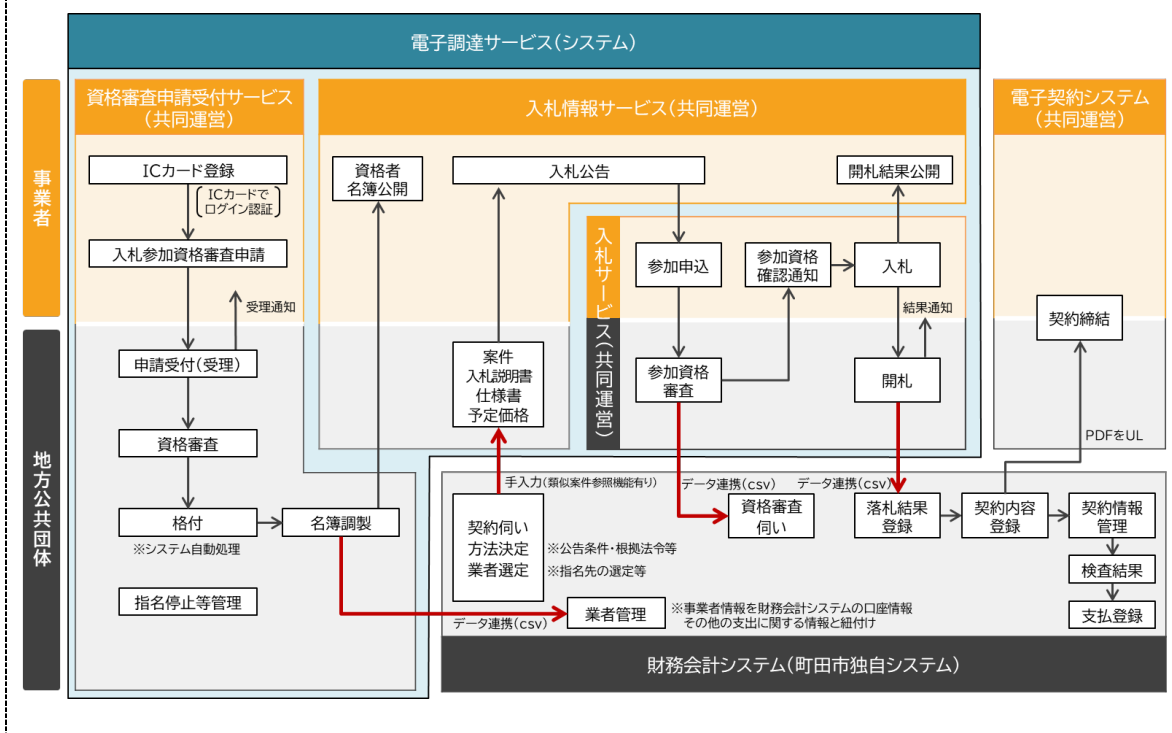
千葉県電子自治体共同運営協議会・千葉市における調達関連システムの整備状況



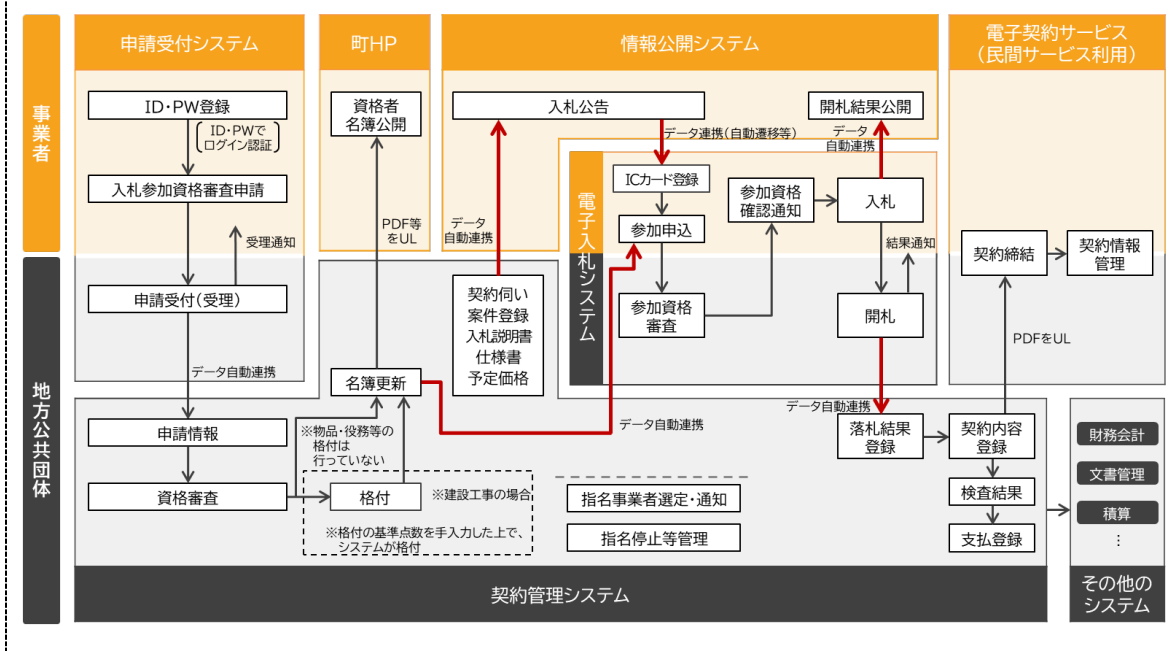
盛岡広域8市町・盛岡市における調達関連システムの整備状況



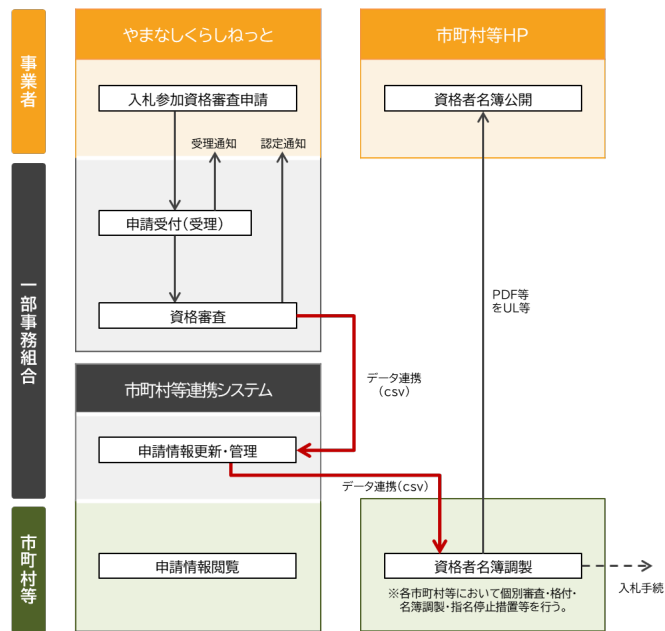
東京電子自治体共同運営協議会・町田市における調達関連システムの整備状況



粕屋町における調達関連システムの整備状況



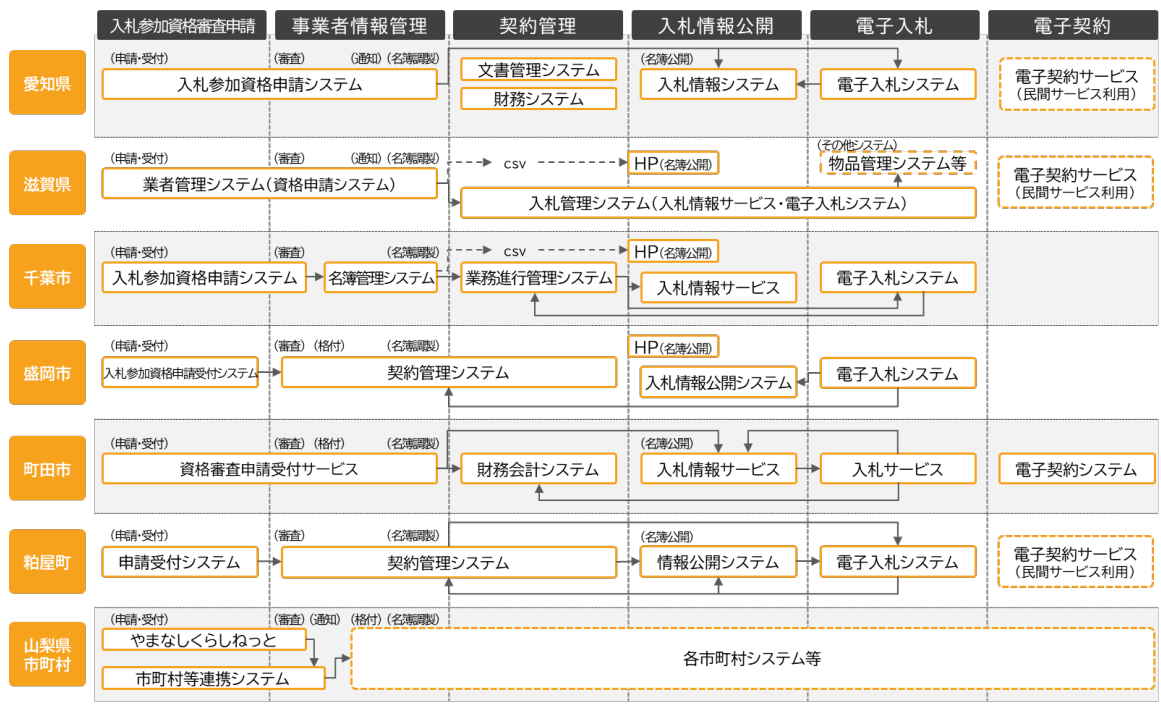
山梨県市町村総合事務組合における調達関連システムの整備状況



(調達関連システムの構成状況と改修・調整コスト)

以上のとおり、地方公共団体の物品・役務等に係る調達関連システムについては、一般に、入札参加資格審査申請、事業者情報管理、契約管理、入札情報公開、電子入札、電子契約等の機能を有する複数のシステムから構成されており、また、これらのシステム間やその他の内部システムとの間で連携されているが、システムの数やその機能については、地方公共団体ごとに大きく異なっている。

本検討会の構成員の物品・役務等に係る調達関連システムの構成の比較



このような状況を踏まえると、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムを整備し導入することは、地方公共団体の既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等を伴うものであり、また、その改修範囲や内容が地方公共団体ごとに異なることから、各地方公共団体における既存システムの改修コストや、当該共通システムの機能に係る地方公共団体間の調整コストが大きくなることが想定される。特に、調達関連システムの全てを一括して置き換えることは、必ずしも現実的ではない。

これを踏まえ、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの対象とする手続やその機能については、改修・調整コストが大きいことを踏まえつつ、当該共通システムで処理することの必要性が特に認められるものから進めていくことが適当であると考えられる。

③ 本報告書の検討の対象

調達関連手続のうち、入札参加資格審査申請手続については、事業者の住所、商号又は名称等の客観的情報を地方公共団体に対して提出するものであり、特に、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることで、事務負担の軽減や利便性の向上が図られ、その効果も大きいものと考えられる。

また、特に、入札参加資格審査申請システム等を整備していない地方公共団体にとっては、申請の受付を電子化・オンライン化することによって、紙媒体の申請書の受付処理や審査結果のデータ入力等の審査に係る事務負担が大幅に縮減されるものと考えられる。

以上のとおり、入札参加資格審査申請手続については、広域又は全国的な地方公共団体共通のシステムを整備することの必要性が認められる。

他方で、入札参加資格審査申請以外の契約管理、入札情報公開、電子入札等の後続手続については、地方公共団体の内部で完結するものや、入札参加資格審査申請のように、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に提出することのないものであり、入札参加資格審査申請手続と比べて、共通化による事務処理の効率化の効果は限定的となる。

また、本検討会の構成員のシステム構成を見ると、これらの後続手続に係るシステムについては、他の複数のシステムと情報連携されている傾向にあり、調達関連手続の入口に当たる入札参加資格審査申請手続と比べて、各地方公共団体における既存システムの改修コストや地方公共団体間の調整コストが大きくなる可能性がある。

以上を踏まえ、本検討会では、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加

資格審査申請システムの整備の方向性について検討を行うこととし、検討の結果を以下のとおり取りまとめた。（以下、地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムのことを「共通システム」という。）

なお、入札参加資格審査申請手続以外の手続に係る広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備については、入札参加資格審査申請手続に係る共通システムの検討状況や整備状況等に応じて、既存システムの改修コストや地方公共団体間の調整コスト等を踏まえつつ、その必要性について検討されるべきものであると考えられる。

（３）入札参加資格審査申請システム等による事務処理フロー

入札参加資格審査申請に関する具体の手続については、地方自治法や地方自治法施行令に特段の定めがなく、各地方公共団体において個別に定めているものであるが、本検討会の構成員の手続を比較したところ、概ね、以下の手続から構成されている⁴¹。

- ① 申請・受付（事業者からの申請・地方公共団体における受付）
- ② 審査・格付け（申請の不備等に係る形式審査・格付け等の実質審査・事業者に対する補正依頼）
- ③ 審査完了通知（審査完了に係る事業者への通知）
- ④ 入札参加資格者名簿の公表・閲覧（入札参加資格者名簿のホームページ等への掲載、事業者による当該名簿の閲覧等）

（２）①のとおり、地方公共団体においては、複数の地方公共団体で調達関連手続を共通化する取組がみられるところ、実際に整備されている共通システムによる事務処理フローの例は以下のとおりである。

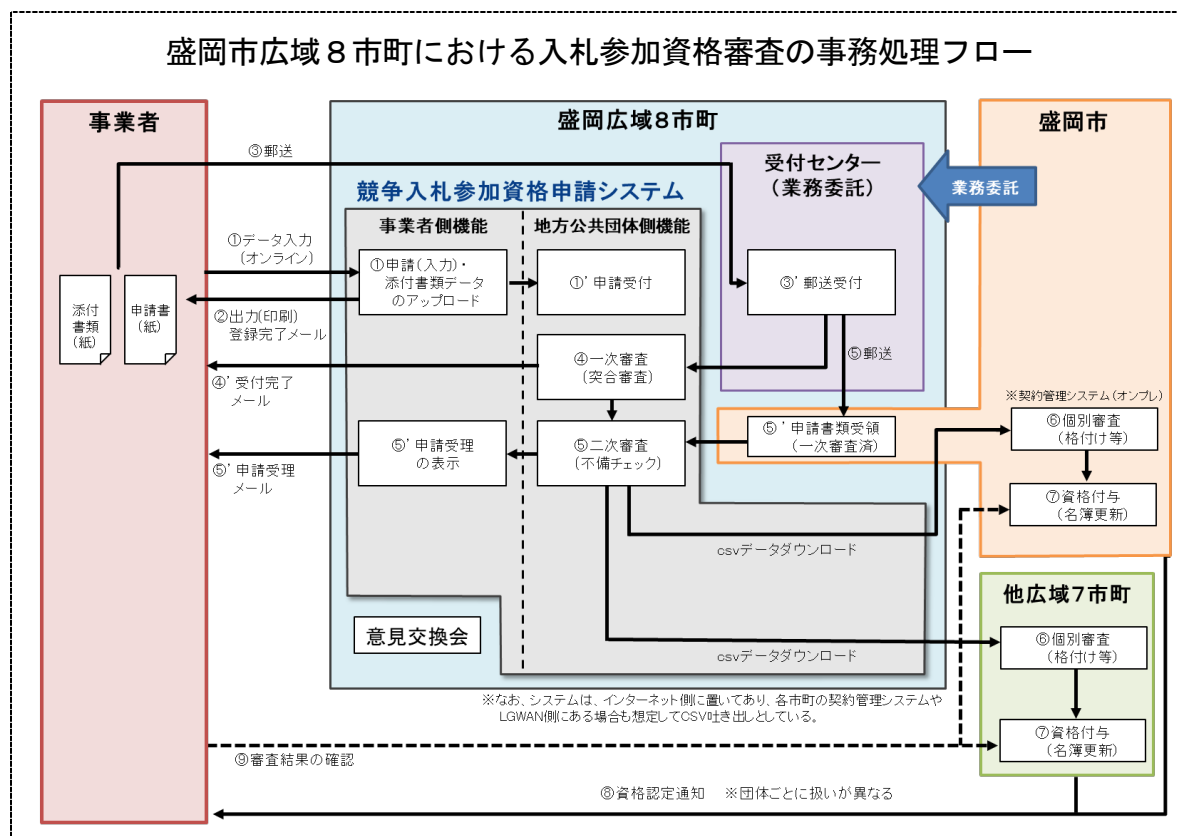
（盛岡広域８市町）

盛岡広域８市町（連携中枢都市圏の市町で構成）においては、共同で整備している「競争入札参加資格申請システム」で、入札参加資格審査申請手続を以下のとおり処理している。

- ・ 事業者は、競争入札参加資格申請システムにおいて申請項目の入力及び添付書類のアップロードを行うとともに、申請書及び添付書類を受付センター（業務委託）に対して郵送する。
- ・ 申請を受け付けた受付センターにおいて、申請内容の一次審査（突合審査）を行うとともに、申請書及び添付書類を盛岡市に転送する。

⁴¹ 地方公共団体によっては、物品・役務等に係る入札参加資格審査において、格付けや入札参加資格者名簿の公表を行っていない場合がある。

- ・ 盛岡市において、構成する地方公共団体を代表して二次審査（不備チェック）を行う。
- ・ 二次審査後、各地方公共団体において個別審査を行い、資格認定通知を事業者に対して郵送する（地方公共団体ごとに通知方法は異なる）。
- ・ 入札参加資格者名簿を更新し、ホームページ等で公表する。

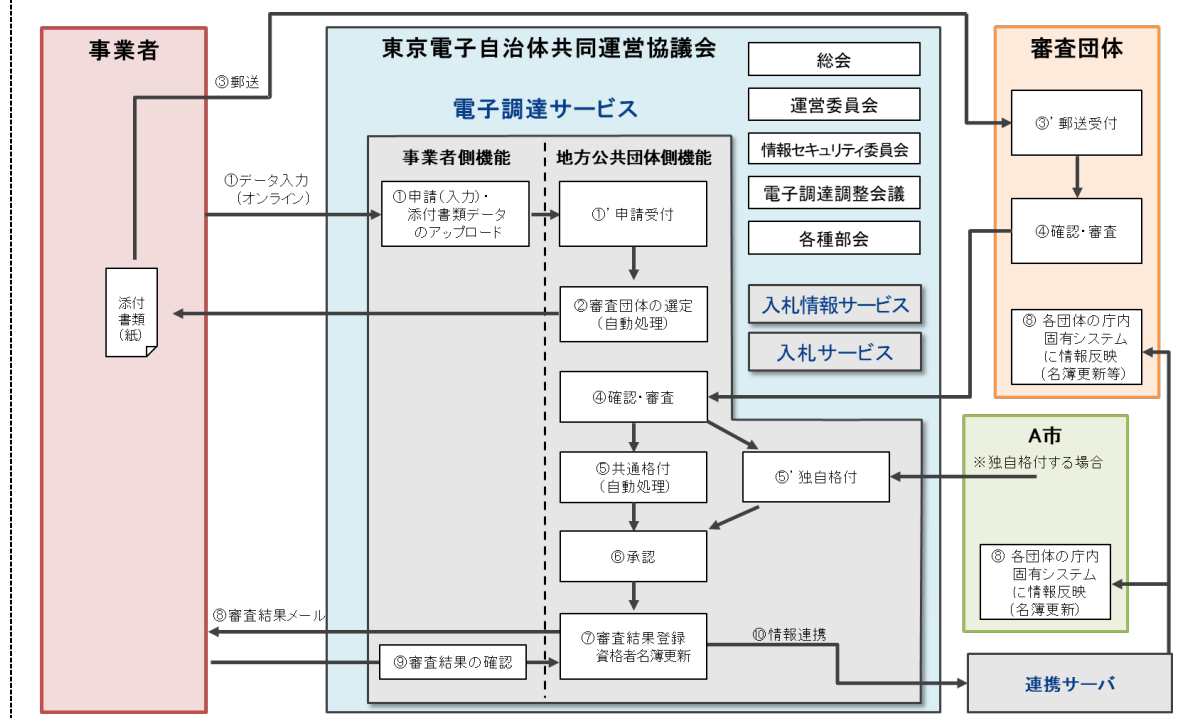


(東京電子自治体共同運営協議会)

東京電子自治体共同運営協議会（東京都内市区町村及び一部事務組合で構成）においては、共同で整備している「電子調達サービス」で、入札参加資格審査申請手続を以下のとおり処理している。

- ・ 事業者は、電子調達サービスにおいて申請項目の入力及び添付書類のアップロードを行うとともに、同サービスで選定された審査団体（市区町村等）に対して添付書類を郵送する。
- ・ 申請を受け付けた審査団体において、構成する地方公共団体を代表して審査を行う。
- ・ 審査後、同サービス上で共通格付けが行われる（自動処理）（必要に応じて、各地方公共団体が独自に格付けを行うこともできる。）。
- ・ 格付け後、同サービス上で審査結果が登録され、入札参加資格者名簿が更新される。当該名簿情報については、連携サーバを通じて構成する地方公共団体の独自システムに連携される。
- ・ 審査結果は事業者に対してメールで通知される。

東京電子自治体共同運営協議会における入札参加資格審査の事務処理フロー



本検討会の構成員が整備している共通システムの機能を見ると、申請項目の入力、必要書類のアップロード、審査、承認、格付け、審査結果の登録、入札参加資格者名簿の更新、事業者に対する審査結果通知等、様々な機能があるが、これらの機能の有無はシステムごとに異なっている。

例えば、申請項目の入力・受付や審査（共通審査）等、共通して設けられている機能がある一方で、格付けや審査結果の登録、入札参加資格者名簿の更新、事業者に対する審査結果通知等については、システムごとに機能の有無が異なっている。

このような状況を踏まえ、広域又は全国的な共通システムの整備の方向性については、

- ・ 地方公共団体において、広域で共通システムを整備し、共同受付を行う取組が進められつつある中、共通システムを広域又は全国のいずれの単位で整備することが望ましいか
- ・ 現に地方公共団体において整備されている共通システムの機能がシステムごとに異なっている中、共通システムに設ける機能の範囲をどのようにするかについて整理する必要がある。

（４）都道府県単位・全国単位の共通システムの特徴と整備の方向性

研究会報告書では、都道府県単位での共通の調達関連システムの整備と全地方公

共団体共通（以下「全国単位」という。）の調達関連システム（政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすることを含む。）の整備に関して検討することが提言されている。

都道府県単位と全国単位の共通システムについては、各システムを活用する地方公共団体の数が異なることに伴い、地方公共団体及び事業者の利便性や事務処理の効率化、既存システムの改修コストや地方公共団体間の調整コストに関し、以下のような特徴がある。

（都道府県単位）

複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、市区町村等ごとに申請する必要がなくなり、利便性が向上するが、都道府県ごとに申請を行う必要がなお残ることから、全国単位と比べて、申請に係る事務処理の効率化の効果は限定的となる。

地方公共団体にとっては、市区町村等ごとに申請の受付システムを整備・運用する必要がなくなり、システムの整備・運用に係る経費負担が縮減されることが見込まれるが、全国的には47のシステムが整備・運用されることから、全国単位で1のシステムを整備・運用する場合と比べて、経費負担の縮減に係る効果は限定的となることが見込まれる。ただし、現に都道府県単位で共通システムを整備している地方公共団体においては、既存の共通基盤を有効活用することができる。

また、既に都道府県単位で共通システムを整備・運用している例があるように、全国単位と比べて、共通システムの整備に係る地方公共団体間の調整コストが小さく、地域の実情に応じた選択・独自申請項目等の設定やシステム改修等が容易となる。

（全国単位）

複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに申請する必要がなくなり、都道府県単位と比べて、申請に係る事務処理の効率化の効果は大きくなる。

地方公共団体にとっては、地方公共団体ごとに申請の受付システムを整備・運用する必要がなくなり、都道府県単位と比べて、システムの整備・運用に係る経費負担の縮減に係る効果が大きくなることが見込まれる。ただし、既にシステムを整備している地方公共団体においては、既存システムの置換えや、既存システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることとなる。

また、全ての地方公共団体で共通のシステムを活用することから、都道府県単位と比べて、共通システムの整備・運用に係る地方公共団体間の調整コストが大きく、個々の地方公共団体の意見が反映されにくくなる。

このように、都道府県単位の共通システムと全国単位の共通システムにはそれぞれ長所と短所があるが、本検討会における議論では、

- ・ 広域の共同受付体制の構築に相当の労力を要した経験を踏まえれば、全国単位の共通システムを整備・運用することは、地方公共団体間の合意形成に係る調整コストが大きく、その実現は容易でない
- ・ 都道府県単位の方が、地方公共団体間の意見集約をしやすい。当面は、全国単位の共通システムに連携させることを想定しつつ、都道府県単位で共通システムを整備していくことが現実的ではないか

等の意見があった一方で、

- ・ 事業者の利便性向上を図る観点からは、全国単位の共通システムを整備・運用することが理想的であり、これを目指すべきではないか
- ・ 都道府県単位で共通システムを整備する場合、事業者は、都道府県ごとに申請を行う必要がなお残る。このような状況において定期申請の受付期間を共通化すると、全国的に申請する事業者にとっては、申請の時期が重なり、申請に係る事務負担が大きくなるのではないかと。また、共通申請項目等に係る補正の依頼が都道府県単位ごとに行われるなど、事業者にとって不都合が生じるのではないかと
- ・ 入札参加資格審査申請手続を電子化・オンライン化していない地方公共団体が多いことを踏まえれば、全国単位で共通システムを整備する方が、多くの地方公共団体に共通化に係るメリットを理解してもらいやすいのではないかと

等の意見があった。

その上で、総論として、

- ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化を進める一方で、その申請システムを都道府県ごとに並立させることが、地方公共団体における申請の受付・審査に係る事務処理上、必ずしも効率的とはいえないこと
- ・ 現在の事業者の申請に係る事務負担の大きさに鑑みれば、入札参加資格審査申請のワンストップ化を実現することが望ましいこと

を踏まえ、入札参加資格審査申請手続のうち申請の受付については、全国的に一本化することが望ましいものとされたところである。

これを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査申請については、全国単位の共通システムを整備し、当該システムで受け付けるようにすることを目指すべきである。

ただし、全国単位の共通システムを整備するに当たっては、共通システムの整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法その他の課題について方向性を整理する必要がある。また、既存システムの置換えや、既存

システムと連携されていた内部システムの改修等、システム改修に係る経費が生じることを踏まえ、費用対効果についても精査する必要がある。

このため、全国単位の共通システムの整備の実現に向けては、引き続き、これらの課題について、その実現可能性を含めてさらなる検討を進めていく必要がある。

なお、これらの課題は、いずれも地方公共団体間の調整コストが大きいものと考えられるところであり、上記検討については、地方公共団体の意見をよく聞きながら、丁寧に進めていく必要がある。

(5) 共通システムの機能等の方向性

① 共通システムの機能の範囲

(3) ①のとおり、入札参加資格審査申請に関する具体の手続については、一般に、申請・受付、審査・格付け、審査完了通知及び入札参加資格者名簿の公表・閲覧から構成されている。

これらのうち、申請・受付はもとより、審査や審査完了通知については、共通システム上にその機能を設けることによって、

- ・ 地方公共団体にとっては、共通システム上で申請項目等の審査を行うとともに、事業者に対して補正依頼や審査完了の旨を通知できる
- ・ 事業者にとっては、補正依頼や審査完了通知を共通の仕組みで電子的に受け取ることができるとともに、共通システム上で審査状況を確認できる

など、地方公共団体及び事業者の申請又は審査に係る事務処理の効率化や利便性の向上に資するものと考えられる。

また、審査や審査完了通知の機能自体は、その性質上、地方公共団体ごとに差異を生じさせる特段の必要性がないものと考えられる。このため、共通システム上にこれらの機能を設けることについては、後述する格付けや入札参加資格者名簿の公表等の機能を設ける場合と比べて、地方公共団体間の調整コストが小さいものと考えられる。

一方で、格付けについては、地方公共団体が地域の実情に応じてその方法を定める必要のあるものであり、等級分け、点数付け、順位付け等の格付けの方法や、格付けに用いる申請項目等が地方公共団体ごとに異なっている。このため、共通システム上で、特定の（又は複数あるうちのいずれかの）審査基準に基づき一律に格付けを行うような機能を設けることについては、地方公共団体間の調整コストが大きい。また、各地方公共団体が、共通システム上で、格付けの方法等を個別に設定できるような機能を設けることも考えられるが、この方法は、共通シス

テムの設計を複雑化し、整備コストを大きく増加させる可能性がある⁴²。

また、共通システムで入札参加資格者名簿を公表するためには、共通システム上に各地方公共団体の格付け等の結果が登録されている必要がある。すなわち、共通システム上で格付け等が行われる、又は各地方公共団体において個別に行った格付け等の結果を共通システムにアップロードする必要がある。前者については、前述のとおり課題があり、後者については、地方公共団体の個別システムと共通システムを連携させるためのシステム改修が必要となる、又は手動でアップロードする事務が増加することから、地方公共団体間の調整コストが大きいものと考えられる。

これらに加え、本検討会では、審査後の事業者情報を基に、事業者情報管理（事業者に対する指名停止の設定等）の機能を共通システム上に設けることについても検討されたが、本検討会の構成員が整備している共通システムの構成を見ると、事業者情報管理等のシステムは、複数の後続システムと連携されている場合があり、システム改修に係る経費が大きくなることが見込まれる。また、当該システムには、地方公共団体ごとに指名停止、契約成績及び評定その他の独自の事項が付記されている場合があり、地方公共団体間の調整コストが大きくなることが見込まれる。

以上を踏まえ、共通システムの機能として、申請・受付、審査及び審査完了通知の機能を設けることが考えられる。

② 他の情報システムとの情報連携

（GビズIDの活用）

地方公共団体が整備している入札参加資格審査申請システムには、事業者認証のため、ID・パスワードやICカードによる認証機能が設けられているが、当該ID・パスワード等や認証方法は、地方公共団体ごとに異なっている。

事業者の認証機能については、国において、GビズIDの活用が推進されており、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）においては、「事業者等の法人（個人事業主を含む。）が様々なサービスにログインできる認証機能であるGビズIDを、原則すべての行政手続で採用すべく各省庁と連携して検討を進める。」とされている。

GビズIDプライムについては、その保有者が法人代表者又は個人事業主であることの審査・確認が行われた上で発行されており、これを活用することは、地

⁴² 課題があることを踏まえ、格付けは、現時点では共通システムの機能の範囲に含めていないが、共通システムの具体化に係る検討において、技術的及びコスト的に当該課題が解決され、実現可能とされる場合には、共通システムの機能の範囲に含めることも考えられる。

方公共団体における別途の本人確認や独自 I D の通知等の事務が不要となることや、事業者における個別のアカウント発行・管理等の事務が不要となるといったメリットがある。

これらのメリットについては、入札参加資格審査申請手続についても当てはまることから、共通システムの利用者認証についても、G ビズ I D を採用する方向で検討することが考えられる。

(必要書類に係る情報の連携)

地方公共団体においては、入札参加を希望する事業者の契約の相手方としての適正性を審査するため、事業者に対して登記事項証明書や納税証明書等の提出を求めている。

事業者における証明書の取得や地方公共団体における審査に係る事務負担を軽減する観点からは、共通システムとこれらの証明書情報等を管理する他のシステムとを連携させ、申請時に入力フォームへの自動表示や添付省略を可能とすることが望ましい。

例えば、共通必要書類である登記事項証明書に関しては、国において、ベース・レジストリの整備を進めており、デジタル社会の実現に向けた重点計画では、「商業・法人登記情報は 2025 年度（略）以降順次全ての行政機関がデータにアクセスする環境（略）を整備するため、デジタル庁・法務省でシステム整備を検討する。」とされている。

また、選択必要書類である国税の納税証明書に関しては、申請システムと国税庁システムとを情報連携させ、システム上で納税証明書に代えて納税情報（国税庁システムに登録された電子情報）を取得し、自動で添付できるようにする仕組みが国税庁システムに実装されている。

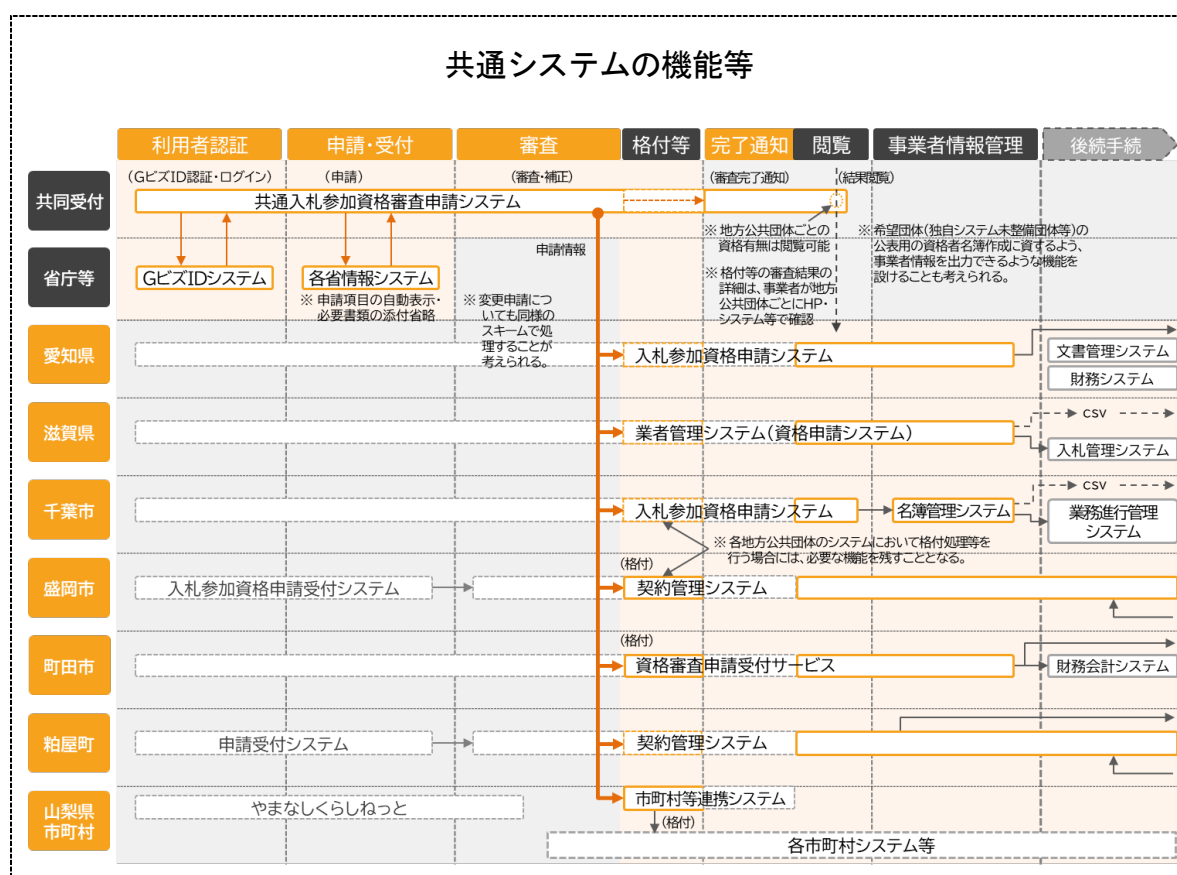
共通システムを整備するに当たっては、登記事項証明書や国税の納税証明書その他の証明書情報等を管理する他の情報システムの整備状況に応じて、これらのシステムと情報連携させることを検討すべきである。

③ 共通システムによる事務処理の概要

以上の共通システムの機能と他の情報システムとの情報連携を踏まえた共通システムによる事務処理の概要は以下のとおりである。

- i 事業者は、G ビズ I D 認証により、共通システムにログインする
- ii 事業者は、共通システムにおいて申請項目の入力及び必要書類のアップロードを行う
- iii ii の際、登記事項証明書や国税の納税証明書その他の証明書情報等について、

- 他の情報システムと情報連携し、入力フォームへの自動表示や添付省略を行う
- iv 地方公共団体は、共通システムにおいて申請情報を基に審査を行い、必要に応じて事業者に対して補正依頼（システムからのメール通知）を行う（補正依頼を受けた事業者は、システム上で補正を行う）
 - v 審査後の事業者情報を地方公共団体の個別システムと情報連携する
 - vi 地方公共団体は、個別システム等において事業者に格付けを行う
 - vii 地方公共団体は、共通システムにおいて審査完了処理を行う（事業者に対してシステムから審査完了の旨がメール通知される）
 - viii 事業者は、必要に応じて地方公共団体が公表する入札参加資格者名簿を閲覧し資格の付与を確認する



④ 建設工事等との関係

本検討会では、府省庁において共通化が進められていること等を理由として、まずは、物品・役務等の共通システムの整備の方向性に係る検討を行った。

他方で、本検討会の構成員からは、特に市区町村では、物品・役務等と建設工事等に係る入札参加資格審査申請を同一のシステムで受け付けていることが多い

⁴³ところ、物品・役務等についてのみ共通システムを整備することについては、

- ・ 当該地方公共団体にとっては、物品・役務等と建設工事等についてそれぞれ異なるシステムにより事務処理を行わなければならないこと
- ・ 物品・役務等と建設工事等の双方に申請する地域の事業者にとっては、複数のシステムで申請する必要があること

等の課題があると指摘されている。

これを踏まえ、共通システムの整備については、建設工事等に係る共通化及びデジタル化の方向性等に係る検討状況に合わせて、実現可能なものとなるよう検討する必要がある。

⁴³ 物品・役務等の入札参加資格審査を行っている市区町村のうち、●●●団体（●●. ●%）（入札参加資格審査申請システムを整備している市区町村のうち●●. ●%）

8. 今後の取組

本報告書では、物品・役務等の入札参加資格審査の共通の申請項目等及び申請方法や、共通システムの整備の方向性について示した。

しかしながら、本検討会における議論や地方公共団体に対する意見照会では、多くの市区町村が、物品・役務等と建設工事等の入札参加資格審査申請を同一部署で同一時期に、かつ、同一システムで受け付けており、物品・役務等についてのみ共通化・デジタル化すると、物品・役務等と建設工事等の資格の一括した申請の受付や審査を行うことができなくなり、また、これらのシステムが並立することとなり、事務処理に支障を生じるおそれがあることが指摘されている。

すなわち、地方公共団体の入札参加資格審査申請手続については、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることはできないものであり、一体的に検討し取組を進めていく必要がある。

これを踏まえ、令和7年度は、本報告書で示した物品・役務等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性を踏まえつつ、引き続き、本検討会において、建設工事等に係る入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化の方向性について検討を進めるものとする。

本報告書で示した物品・役務等の入札参加資格審査の共通の申請項目等や申請方法については、共通システムの運用開始に合わせて導入するものとし、その導入に向けて、令和7年度以降、建設工事等に係る共通化・デジタル化の方向性に関する検討状況や、共通システムの具体化に向けた検討状況等を踏まえて、必要に応じて更新を行っていくものとする。

また、本報告書で示した物品・役務等の共通システムについては、令和7年度に、整備・運用の主体や経費負担、機能、地方公共団体の個別システムとの接続方法等、その実現に係る必要な事項について、さらに検討を進めるものとする。その際、地方公共団体において既存システムの置換え等が必要となることを踏まえ、費用対効果についても精査し、実現可能性を含めて検討するものとする。

なお、共通システムの導入時期については、現時点で、

- ・ 建設工事等の入札参加資格審査申請手続のデジタル化の方向性、物品・役務等と建設工事等のシステムを一体的に整備するのかどうか、共通システムの整備・運用主体等、共通システムの機能の詳細等が明らかでないこと
- ・ これに伴い、地方公共団体において改修する必要がある個別システムやその数、規模等が明らかでないこと

から、共通システムの整備に要する期間及び各地方公共団体においてシステム改修に要する期間を具体的に想定することができないため、予断をもって示すことができない。

しかしながら、入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化については、地方公共団体及び事業者の申請又は審査に係る事務処理の効率化や利便性の向上に資するものと考えられるところであり、この実現に向けて、速やかに取組を進めていく必要がある。

本検討会においては、地方公共団体及び事業者の意見を聞きながら、令和7年度に上記の検討を進めるものとし、この検討状況に応じて、具体化に向けたスケジュール等の策定を行うものとする。

なお、地方公共団体においては、現在、令和7年度末までに標準準拠システムに移行することを目指して、システム標準化の取組に注力している。また、事業者のリソースのひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムについては、概ね5年以内に移行できるよう、取組が進められているところである。

本報告書で示した共通システムの整備は、地方公共団体の複数の個別システムの改修を伴うことが想定されるものであり、その具体化に向けたスケジュールについては、地方公共団体の現場において対応可能なものとなるよう、システム標準化の進捗状況も考慮しながら検討すべきものであることに留意する必要がある。